

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

- 埼玉県統計調査条例施行規則 (統計課) 二
- 知事が行う県統計調査に関する規則 (〃) 二
- 学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則 (県立学校人事課) 四
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の公布 (交通規制課) 四
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則 (総務給与課) 八
- 埼玉県統計調査調整規程 (統計課) 八
- 埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程 (経営管理課) 一一
- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程 (〃) 一一
- 埼玉県病院局事務の委任及び決

裁に関する規程の一部を改正する規程 (経営管理課) 一六

- 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程 (〃) 一三
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程 (〃) 二四
- 埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程 (〃) 二五
- 埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程 (経営管理課) 二五
- 告示
- 化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量規制基準についての一部改正 (水環境課) 二六
- 廃棄物が地下にある土地の指定 (資源循環推進課) 二六
- ときがわ町営土地改良事業玉川地区(団体営基盤整備促進事業)の換地処分(東松山農林) 二七

○志多見土地改良区の役員就退任届 (加須農林) 二七

- 都市計画事業の事業計画変更認可 (道路街路課) 二七
- 〃 (〃) 二七
- 〃 (〃) 二七
- 〃 (〃) 二八
- 土砂災害警戒区域等の指定 (河川砂防課) 二九
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (〃) 四一
- 〃 (〃) 四二
- 草加都市計画三郷インター南部土地区画整理事業の決定 (市街地整備課) 四二
- 県道新座和光線の区域の変更 (朝霞県土) 四三
- 県道保谷志木線の区域の変更 (〃) 四三
- 県道保谷志木線の区域の変更 (〃) 四三
- 県道保谷志木線の供用の開始 (〃) 四三
- 県道さいたま東村山線の供用の開始 (〃) 四四
- 県道保谷志木線の供用の開始 (〃) 四四

○県道川越栗橋線の供用の開始 (北本県土) 四四

- 県道川越北環状線の区域の変更 (川越県土) 四五
- 県道川越上尾線の供用の開始 (〃) 四五
- 県道川越上尾線の区域の変更 (〃) 四六
- 県道川越上尾線の供用の開始 (〃) 四六
- 県道所沢青梅線の区域の変更 (〃) 四六
- 県道川越所沢線の区域の変更 (〃) 四七
- 県道川越所沢線の供用の開始 (〃) 四七
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始 (〃) 四八
- 県道三芳富士見線の供用の開始 (〃) 四八
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始 (〃) 四八
- 一般国道二百九十九号の区域の変更 (飯能県土) 四九
- 県道越生長沢線の区域の変更 (〃) 四九
- 県道飯能下名栗線の区域の変更 (〃) 五〇
- 県道飯能下名栗線の供用の開始 (〃) 五〇
- 県道青梅秩父線の供用の開始 (〃) 五〇

○県道深谷東松山線の供用の開始 (東松山県土)	五一	○県道石坂高坂停車場線の区域の変更 (〃)	五六
○県道岩殿岩井線の区域の変更 (〃)	五一	○開発行為に関する工事の完了公告 (〃)	五六
○県道東松山越生線の区域の変更 (〃)	五二	○一般国道百四十号の供用の開始 (秩父県土)	五七
○県道東松山越生線の供用の開始 (〃)	五二	○県道熊谷小川秩父線の区域の変更 (〃)	五七
○県道ときがわ坂戸線の区域の変更 (〃)	五二	○県道秩父児玉線の供用の開始 (本庄県土)	五七
○県道ときがわ坂戸線の供用の開始 (東松山県土)	五三	○一般国道二百五十四号の供用の開始 (〃)	五八
○県道ときがわ坂戸線の区域の変更 (〃)	五三	○一般国道四百六十二号の供用の開始 (〃)	五八
○県道東松山越生線の区域の変更 (〃)	五四	○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土)	五八
○県道東松山越生線の供用の開始 (〃)	五四	○〃 (杉戸県土)	五九
○県道岩殿観音南戸守線の供用の開始 (〃)	五四	○政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示 (公営企業・財務課)	五九
○県道大谷材木町線の区域の変更 (〃)	五五	○住民監査請求に係る監査結果の公表 (監査第一課)	六〇
○県道大谷材木町線の供用の開始 (〃)	五五		
○一般国道四百七号の供用の開始 (〃)	五五		

規則

埼玉県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十六号

埼玉県統計調査条例施行規則

埼玉県統計調査条例施行規則(昭和四十四年埼玉県規則第十九号)の全部を改正する。

(調査情報の提供を受けることができる者)

第一条 埼玉県統計調査条例(平成二十年埼玉県条例第六十号。次条において「条例」という。)第十条第一号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第二項に規定する独立行政法人等
- 二 統計法施行規則(平成二十年総務省令第四百十五号)第八条に規定する者

(調査情報の提供を受けることができる者)

第二条 条例第十条第二号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- 一 県、国の行政機関、他の地方公共団体又は前条各号に掲げる者(次号において「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 三 知事等、国の行政機関の長又は他の地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

附則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

知事が行う県統計調査に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県規則第十七号

知事が行う県統計調査に関する規則

(立入検査員証)

埼玉県知事 上田清司

第一条 埼玉県統計調査条例(平成二十年埼玉県条例第六十号)第五条第二項の証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

(調査員及び指導員)

第二条 知事は、県統計調査を行うため必要があるときは、県統計調査員(以下「調査員」という。)及び県統計調査指導員(第三項及び第四項において「指導員」という。)を置くことができる。

2 調査員は、知事の命を受け、県統計調査に関する事務に従事する。

3 指導員は、知事の命を受け、県統計調査に関する事務について調査員を指導する。

4 調査員及び指導員は、県統計調査に関する事務に従事するときは、様式第二号の身分証明書を携帯しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

様式第一号(第一条関係)

(表)

立 入 検 査 員 証	第 号
次の者は、埼玉県統計調査条例第5条第1項の規定による立入検査の権限を有する職員であることを証明する。	
写 真	5.5cm
所属及び職名 氏 名 県指定統計調査名 有効期間	年 月 日生 年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日 埼玉県知事	9cm (裏)

埼玉県統計調査条例(抜粋)

(立入検査等)

第5条 知事等は、その行う県指定統計調査の正確な報告を求めらるる必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。第5条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第2号(第2条関係)

(表)

	身分証明書	第 号
次の者は、県統計調査員であることを証明する。 県統計調査指導員		
	氏名	年 月 日生
県統計調査名		
	写真	
	任期	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日	埼玉県知事
(裏)		
9cm		
5.5cm		
注意事項		
1 県統計調査に関する事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならぬ。 4 この証明書は、任期が満了したときその他調査員又は指導員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。		
(報告義務)		
埼玉県統計調査条例(抜粋)		
第4条 知事等は、県指定統計調査の報告事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。 統計法(抜粋)		
(調査票情報等の適正な管理)		
第39条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。 一 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記載されている情報 第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関し知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 二 第39条第1項第2号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務 第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 二 第41条の規定に違反して、その業務に関し知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者		

学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫

埼玉県教育委員会規則第十九号

学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則(昭和三十七年埼玉県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第九条」を「第八条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(2)の項及び(3)の項中「大型乗用自動車通行止め」を「大型乗用自動車等通行止め」に改め、同表(4)の項中「大型自動車」を「大型自動車等」に改め、同表(7)の項ウに次のように加える。

(ウ) 市町村長と歯科医師会会長との訪問歯科診療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両 別記様式第1の8の標章

(オ) 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第2条に規定する歯科医師が往診歯科診療器材を搭載し、訪問歯科診療に使用中の車両 別記様式第1の8の標章

第2条の2第1項の表(7)の項エ中「別記様式第1の8」を「別記様式第1の9」

に改め、同エ(ア)中「認められるもの」の次に「又はその他の障害の級別で公安委員会が歩行困難であると認められたもの」を加え、同項オ中「別記様式第1の9」を「別記様式第1の10」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

車両	申請書	受理警察署長
前項の表(2)の項のオに掲げる車両	通行禁止除外指定車標準章交付申請書 (別記様式第1の11)	当該申請者の住所地在又は自動車の使用の本拠を管轄する警察署長
前項の表(6)の項のケ及び(7)の項のウに掲げる車両	駐停車禁止駐停車禁止除外指定車標準章交付申請書 (別記様式第1の12)	
前項の表(7)の項のエに掲げる車両	駐停車禁止除外指定車標準章交付申請書 (別記様式第1の13又は別記様式第1の14)	
前項の表(7)の項のオに掲げる車両	駐停車禁止除外指定車標準章交付申請書 (紫外線要保護者使用者) (別記様式第1の15)	

第6条第8項中「別記様式第1の14」を「別記様式第8」に改める。

別表1中	「1級から3級の1までの各級」を	「1級から4級までの各級」に、
	「1級から2級までの各級」を	「1級から4級までの各級」に、
	「1級及び3級までの各級」を	「1級から3級までの各級」に改める。
別表2に次のように加える。		
257 主要地方道熊谷小川秩父線	熊谷市大字万吉字弥太郎2425番5地先から熊谷市大字万吉字下田2564番3地先まで	
258 県道さいたま川口線	さいたま市見沼区大和田町1丁目790番3地先からさいたま市南区大字門正寺402番11地先まで	

259 県道さいたま蒲線	さいたま市見沼区大和田町1丁目721番1地先からさいたま市見沼区東大宮3丁目3番1地先まで
260 さいたま市道I第836号線	さいたま市緑区芝原3丁目2番1地先からさいたま市緑区芝原3丁目35番1地先まで
261 さいたま市道I第923号線	さいたま市緑区大字大間木393番49地先からさいたま市緑区大字大間木604番1地先まで
262 県道大間木蔵線	さいたま市緑区東浦和7丁目48番12地先からさいたま市緑区東浦和5丁目1番11地先まで
263 県道吉場安行東京線	さいたま市緑区東浦和5丁目2番1地先からさいたま市緑区東浦和5丁目2番8地先まで
264 さいたま市道 M 第708号線	さいたま市緑区大字大間木1539番7地先からさいたま市緑区大字大間木1740番3地先まで
265 さいたま市道D第44号線	さいたま市桜区田島6丁目2293番2地先からさいたま市南区四谷2丁目114番1地先まで
266 さいたま市道D第226号線	さいたま市南区四谷2丁目46番1地先からさいたま市南区沼影1丁目35番地先まで
267 県道曲本さいたま線	さいたま市南区白幡5丁目1507番1地先からさいたま市南区沼影1丁目234番1地先まで

別記様式第1の2、別記様式第1の3及び別記様式第1の4の中

※ 次のような駐車はできません。	
● 法定駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項各号及び第2項)	を
● 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)	
● 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)	
● 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)	
● 法定駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法第44条各号及び同法第75条の8)	に
● 法定駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項各号及び第2項)	
● 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)	
● 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)	
● 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)	

改める。
別記様式第1の13を別記様式第1の15とし、別記様式第1の12の次に次の2様式を加える。

別記様式第1の13 (第2条の2関係)

埼玉県公安委員会 殿 駐車禁止除外指定車標章交付申請書 (指定車両交付用)		年 月 日
申請者 住所 職業 氏名 生年月日 (電話)	申請者 住所 職業 氏名 生年月日 (電話)	年 月 日 から 年 月 日まで
使用車種の種類 車両(登録)番号	身体障害者手帳、 戦傷病者手帳、 療育手帳の内容等	手帳番号 障害部位 第 級(項症)
申請代理人	住所 職業 氏名 生年月日 申請者との関係 申請代理人が申請する理由	(電話)
備考		

別記様式第1の14 (第2条の2関係)

埼玉県公安委員会 殿 駐車禁止除外指定車標章交付申請書 (本人交付用)		年 月 日
申請者 住所 職業 氏名 生年月日 (電話)	申請者 住所 職業 氏名 生年月日 申請者との関係 申請代理人が申請する理由	年 月 日 から 年 月 日まで
使用車種の種類 車両(登録)番号	身体障害者手帳、 戦傷病者手帳、 療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳 の内容等	手帳番号 障害部位 第 級(項症)
申請代理人	住所 職業 氏名 生年月日 申請者との関係 申請代理人が申請する理由	(電話)
備考		

別記様式第1の12を削り、別記様式第1の11を別記様式第1の12とし、別記様式第1の8から別記様式第1の10までを1様式ずつ繰り下げ、別記様式第1の7の次に次の1様式を加える。

別記様式第1の8

駐車禁止除外指定車

訪問歯科診療使用中

第 年 月 日 発行 号

車両番号 別紙のとおり 号

運転者の連絡先/用務先 年 月 日

有効期限

埼玉県公安委員会 印

(裏面記載事項)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止及び駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第44条及び同法第76条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章 ((2) の場合は発見した標章) を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

□被交付者等

住所

氏名

(注) 大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の埼玉県道路交通法施行細則第2条の2第1項の表(7)の規定により交付されている別記様式第1の8及び別記様式第1の9の標章の効力については、当該標章の有効期限までの間は改正後の埼玉県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行日前に、新規別表2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第7条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8メートル」とする。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八八九

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二二二)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中「第四条第六項」を「条例第四条第六項」に改める。

別表第三の四の項学歴免許等の資格の欄中「第七十六条第二項」を「第七十六条第一項」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―七二四)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「婦人相談所等に関する政令」を「婦人相談所に関する政令」に改める。

第十四条第七項中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)」に改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則七―八六〇)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第一項」を「第二項」に改める。

(埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部改正)

第四条 埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則(埼玉県人事委員会規則八―三三)の一部を次のように改正する。

第二条中「で定める研修」の下に「(以下「留学」という。)」を加える。

第三条中「定める費用」の下に「(以下「留学費用」という。)」を加える。
第十条中「特別職地方公務員等」の下に「(償還条例第二条第四項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第二号

本 庁

地域機関

埼玉県統計調査調整規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県統計調査調整規程

埼玉県統計調査調整規程(昭和五十二年埼玉県訓令第三十五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この訓令は、知事が行う統計調査の調整について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この訓令において「統計調査」とは、知事が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 知事がその内部において行うもの

二 統計法(平成十九年法律第五十三号)及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの

2 この訓令において「課長等」とは、埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)第三条から第五条までに規定する課及びセンターの長並びに同規則第十六条から第七十三条までに規定する機関の長をいう。

(通知)

第三条 課長等は、国の行政機関(統計法第二条第一項に規定する行政機関をいう。)その他の者から委託を受けて行う統計調査(次条第一項において「受託統計調査」という。)を行おうとするときは、様式第一号の統計調査実施通知書により統計課長に通知しなければならない。当該統計調査の実施内容に変更が生じたとき、又は当該統計調査が中止になったときも、同様とする。

(協議)

第四条 課長等は、受託統計調査以外の統計調査を行おうとするときは、当該統計調査を行う日の四十日前までに、様式第二号の統計調査実施協議書により統計課長に協議しなければならない。当該統計調査の実施内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 統計課長は、前項の規定による協議があつたときは、当該協議に係る統計調査が次に掲げる要件に適合しているか審査し、及び必要な調整を行い、その結果を課長等に通知するものとする。

一 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
 二 他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

3 課長等は、前項の規定による通知を受けた統計調査を中止しようとするときは、あらかじめ様式第三号の統計調査中止通知書により統計課長に通知しなければならない。

(結果の送付)

第五条 課長等は、統計調査の結果を作成したときは、速やかに当該結果を統計課長に送付しなければならない。

(統計資料の整備等)

第六条 統計課長は、統計に関する情報を課長等に提供するとともに、統計資料の整備を図るものとする。

(委任)

第七条 この訓令に定めるもののほか、統計調査の調整について必要な事項は、統計課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

第 年 月 日

統計調査実施通知書

課 長 等 名

統 計 課 長 様

下記のとおり統計調査を実施(変更・中止)するので、埼玉県統計調査調整規程第3条の規定により通知します。

記

1 調査の名称	
2 調査の目的	に係る統計の作成
3 新規・変更・中止の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更(内容: <input type="checkbox"/> 中止(理由:)
4 調査対象	地域(例:県内全域) 属性及び数(例:個人2000人)
5 調査の実施期間 (調査票の配布～回収期限)	年 月 日～年 月 日
6 報告を求める事項 (調査票がある場合は添付)	
7 調査方法	<input type="checkbox"/> 調査員 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子メール・FAX <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> その他()
8 公表時期・方法 (公表しない場合の理由)	年 月予定・ <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> HP掲載 のため)
9 根拠法令	<input type="checkbox"/> 有(法令:) <input type="checkbox"/> 無

備考 □印の箇所は、該当するものにレを付してください。

担当	
電話	
Eメール	

様式第2号(第4条関係)

第 年 月 日

統計調査実施協議書

統計課長様
課長等名

下記のとおり統計調査を実施(変更)したいので、埼玉県統計調査調整規程第4条第1項の規定により協議します。

記

1	調査の名称	
2	調査の目的	に係る統計の作成
3	新規・変更の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更(内容:)
4	調査対象	地域(例:県内全域) 属性及びび数(例:個人2000人)
5	調査対象の選定方法	<input type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出
6	調査の周期	<input type="checkbox"/> 毎年 <input type="checkbox"/> () 年周期 <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> その他 ()
7	基準となる期日又は期間	
8	調査の実施期間 (調査票の配布～回収期限)	年 月 日～ 年 月 日
9	報告を求める事項 (調査票がある場合は添付)	
10	調査方法	<input type="checkbox"/> 調査員 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子メール・FAX <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> その他 ()
11	調査票情報の二次利用・ 提供の予定	<input type="checkbox"/> 有(相手先:) <input type="checkbox"/> 無
12	調査票情報の二次利用・ 提供の申出があった場合 の対応の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否(理由:)
13	公表時期・方法 (公表しない場合の理由)	() 年 月予定 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> HP掲載 (のため)
14	根拠法令	<input type="checkbox"/> 有(法令:) <input type="checkbox"/> 無

備考 印の箇所は、該当するものにレを付してください。

担当	
電話	
Eメール	

様式第3号(第4条関係)

第 年 月 日

統計調査中止通知書

統計課長様

課長等名

下記のとおり統計調査を中止するので、埼玉県統計調査調整規程第4条第3項の規定により通知します。

記

1	調査の名称	
2	統計調査実施協議書の文書番号	年 月 日付け 第 号
3	中止の理由	
4	中止の期日 (調査実施中に中止する場合)	年 月 日

担当	
電話	
Eメール	

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程(平成十四年病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「帳簿を」の下に「、がんセンター建設課長(以下「建設課長」という。)は同項第七号及び第十号の帳簿を」を加える。

第十五条、第八十五条、第八十六条、第八十八条第二項及び第三項、第九十一条第二項、第九十三条第一項、第九十五条、第九十七条第二項、第九十九条、第一百一条、第一百十條、第一百一十條、第一百十二條第一項、第一百三十一條第一項並びに第一百七十四條第一項中「課長」の下に「、建設課長」を加える。

第二十七條に次の一項を加える。
5 前二項の規定にかかわらず、管理者の指定した契約については、公金収納事務受託者は、収納した金銭を契約に定める期限までに収納取扱金融機関に払い込まなければならない。
第四十七條の次に次の一條を加える。

(支出事務の委託)

第四十七條の二 令第二十一條の十一第一項の規定により支出の事務を委託しようとするときは、委託契約を締結しなければならない。

2 支出事務の委託者は、受託に係る支出事務の完了後五日(常時支払を必要とする経費についての委託のときは、前月分について翌月五日)までに、精算調書を作成し、交付資金の出納を明らかにした報告書、債権者の領収書その他支払を証明する書類を添付して、支出命令権者の確認を受け、課長又は管理部長である企業出納員に提出しなければならない。

3 第四十二條第三項及び第四十三條の規定は、前項の精算について準用する。
第六十條中「呈示」を「提示」に改める。

第四百五十五條の二第四項中「経営管理課」を「課」に改める。

第五百十條の表支出負担行為の項行為を行う者の欄中「局長」の下に「及びがんセンター建設部長(以下「建設部長」という。)」を、「課長」の下に「及び建設課長」を加え、同項補助する者の欄中「局長」の下に「及び建設部長」を、「課長」の下に「及び建設課長」を加える。

別表第四の表決裁区分の欄中「副長」の次に「及び建設部長」を加え、同欄中「課長」の次に「及び建設課長」を加え、同表外に次のように加える。

備考 がんセンター建設に係る決裁については、建設部長の権限とする。

別表第五の表決裁区分の欄中「副長」の次に「及び建設部長」を加え、同欄中「課長」の次に「及び建設課長」を加え、同表の備考に次のように加える。

7 がんセンター建設に係る決裁については、建設部長の権限とする。

様式第二十号(一)(2枚目)中
「経営管理課長
病院の長」様
を
「経営管理課長
病院の長」
に改める。

様式第二十号(三)(3枚目)中
「経営管理課長
病院の長」様
を
「(あて先)
経営管理課長
病院の長」
に改める。

様式第二十一号中「病院の長」様
を
「(あて先)
病院の長」
に改める。

様式第二十二号(3枚目)中
「経営管理課長
病院の長」様
を
「(あて先)
経営管理課長
病院の長」
に改める。

様式第二十五号(3枚目)中
「経営管理課長
病院の長」様
を
「(あて先)
経営管理課長
病院の長」
に改める。

様式第二十七号中「収納事務委託者」様
を
「(あて先)
収納事務委託者」
に改める。

様式第二十八号(一)(3枚目)中
 「経営管理課長
 病院の長」を
 「(あて先)
 経営管理課長
 病院の長」
 に改める。

様式第二十八号(二)(3枚目)中
 「経営管理課長
 病院の長」を
 「(あて先)
 経営管理課長
 病院の長」
 に改める。

様式第三十六号中「高砂」を削る。

様式第三十七号(一)中「企業出納員 様」を
 「(あて先)
 企業出納員」
 に改める。

様式第四十一号中「埼玉県病院局経営管理課企業出納員 様」を
 「(あて先)
 企業出納員」
 に改める。

埼玉県病院局経営管理課企業出納員」
 に改める。

様式第四十四号(一)中「企業出納員 様」を
 「(あて先)
 企業出納員」
 に改める。

様式第四十七号中「埼玉県病院局経営管理課企業出納員 様」を
 「(あて先)
 企業出納員」
 に改める。

院局経営管理課企業出納員」
 に改める。

様式第四十八号中「埼玉県病院局経営管理課企業出納員 様」を
 「(あて先)
 企業出納員」
 に改める。

院局経営管理課企業出納員」
 に改める。

様式第四十九号中「埼玉県病院局経営管理課企業出納員 様」を
 「(あて先)
 企業出納員」
 に改める。

院局経営管理課企業出納員」
 に改める。

様式第六十号中「(あて先) 様」を
 「(あて先)
 様」
 に改める。

様式第六十一号中「(あて先) 様」を
 「(あて先)
 様」
 に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。
 (経過措置)
- 2 改正前の埼玉県病院事業財務規程に定める様式に係る用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成二十一年三月二十七日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「経営管理課(以下「課」という。)」を「経営管理課及びがんセンター建設課」に改め、第二項中「課」を「経営管理課(以下、この項において「課」という。)」に改め、同項の次に次の一項を加える。

- 3 がんセンター建設課においては、次の事務を所掌する。
 一 がんセンターの建設に関すること

第三条第一項の表を次のように改める。

組織	職	職務
局	局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
局	がんセンター建設部長	上司の命を受け、がんセンターの建設に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第三条第二項の表局の部副参事の項中「局長」を「局長及びがんセンター建設部長」に改め、同表中

課		
課長	技術評価幹	契約局長
	上司の命を受け、特に指定された建設工事にかかる総合評価の運営に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、入札契約制度の企画調整並びに入札資格審査及び局の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総轄の事務に従事する。
主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総轄の事務に従事する。
副主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。

第八条の表を次のように改める。

循環器・呼吸器病センター	名	称	組	織	担当名
	部	科			
	循環器内科	心臓血管外科	放射線科	呼吸器内科	

がんセンター	血液科 乳腺腫瘍内科 緩和ケア科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器科 胸部外科 乳腺外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科	事務局長 管理部長 業務部長	地域医療連携室 看護部 臨床工学部	呼吸器外科 脳神経外科 消化器外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 理学療法部 臨工学部	総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当
--------	---	----------------------	-------------------------	--	--

	小児医療センター
皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科 麻酔科 放射線科 病理科 腫瘍診断・予防科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 看護部 治験管理室 相談支援センター 臨床腫瘍研究所 図書館 事務局 管理部 業務部 総合診療科 未熟児・新生児科 代謝・内分泌科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 血液・腫瘍科 遺伝科 精神科 神経科 循環器科 放射線科	総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当
	精神医療センター
外科 整形外科・リハビリテー ション科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科 麻酔科 病理科 保健発達部 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 臨床工学部 看護部 事務局 管理部 業務部 第一精神科 第二精神科 第三精神科 第五精神科 第六精神科 外来・地域支援科 療養援助部 検査部 薬剤部	総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当

がんセンター	地域医療連携室	循環器・呼吸器病センター	副病院長	センター付	病院長	病院	組	織	職	務	第九条の表を以下のとおり改める。 上司の命を受け、当該機関が分掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。 上司の命を受け、センターの特定事務に従事する。 病院長を助け、事務局及び地域医療連携室の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。 上司の命を受け、地域医療連携室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 病院長を助け、治験管理室、相談支援センター、臨床腫瘍研究所、図書館及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	栄養部	看護部	事務局	管理業務部	総務・職員担当	管財担当	医事・経営担当	会計担当	用度担当
												副病院長	地域医療連携室長	病院長	病院長	病院	組	織	職	務

第九条第二項の表中循環器・呼吸器病センター、がんセンター及び小児医療センターの部を削る。

科	部	事務局長	副局長	局長	小児医療センター 精神医療センター	図書館	臨床腫瘍研究所	相談支援センター	治験管理室	治験管理室長	上司の命を受け、治験管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 上司の命を受け、相談支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 上司の命を受け、臨床腫瘍研究所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 病院長を助け、事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。 上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務局の事務を整理する。 局長を助け、職員の担任する事務を監督し、その事務を整理するため、職員を指揮監督する。 上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 上司の命を受け、科の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

附則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(がんセンター建設部長の専決事項)

第六条の三

がんセンター建設部長の専決することができる事項は、別表第二のがんセンター建設部長の専決事項の欄に掲げるもの及び病院局長が自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

第七条中「第三条の課長」を「第三条第二項及び第三項の課長」に改め、同条中「規程第二條第二項」の下に「及び第三項」を加え、「契約局長の専決することができる事項」の下に、「第六條の三の規定によりがんセンター建設部長の専決できる事項」を加える。

別表第一(第三条関係)を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

委任事務

受任者	経営管理課長 入札企画課長
委任事務	職員(経営管理課長にあっては、経営管理課に属さない職員を含む。)の次に掲げる事項を行うこと。 1 通勤の確認及び通勤手当の月額決定、改定等 2 扶養手当の支給に関し、扶養親族としての要件について の認定及び住居手当の月額決定、改定等 3 住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額決定、改

病院の長	4 単身赴任手当に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額 の決定、改定等 1 職員の旅行(病院の長の県外旅行にあっては、三日未満 の旅行に限る。)を命令し、及び復命を受けること。 2 工事請負代金に係る債権の譲渡を承認すること。 3 病院の所管に係る不動産の登記を請求し、又は囑託する こと。
------	---

別表第二(第五条、第六条関係)を次のように改める。
別表第二(第五条、第六条関係)
決裁事項・専決事項

事務の種類	管理者 決裁事項	局長専決事項	契約局長 専決事項	がんセンター建設 部長専決事項
一 病院 事業の 運営方 針、事 業計画 等に関 する事 務	1 病院事業の運 営に関する基本 方針に関するこ と。	1 病院事業の 運営に関する 基本方針並び に主要な事業 の計画及びそ の実施方針に 基づき事務の 実施計画を定 めること。		
二 県議 会に関 する事 務	2 主要な事業の 計画の樹立及び その実施方針に 関すること。	2 主要なもの を除く事業の 計画を樹立し 及びその実施 方針を定める こと。		
	条例、予算、決算 その他議会の議 決、承認、認定若 しくは同意又は報 告を要する事項の 原案説明書、資料			

七 非常勤職員等の任免等に関する事務	六 補助金等に関する事務	五 許可等の申請協議等に関する事務	四 請願、陳情等に関する事務	三 病院事業に関する規則等の原案作成等に関する事務	
		1 重要又は異例な事項に関し、許可、認可、承認等を求めること。 2 重要又は異例な事項に関し、協議し、協力を依頼し、又は意見を求め、若しくは意見を述べること。	陳情書、要望書等を提出すること。	病院事業に関する規則の原案作成並びに管理規程又は要綱等の制定及び改廃をすること。	等を作成し、知事へ送付すること。
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第	国に対して補助金の交付を申請すること。			重要又は異例な告示をすること。	

九 職員等の任免等に関する事務	八 管理者が当事者である不服申立て、訴訟等に関する事務	七 管理業務
1 職員採用、転任、昇給、派遣、辞職、昇任及び昇格を決定すること。 2 国又は他の地方公共団体に対し、職員の割愛	1 管理者がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。 2 不服申立て、訴訟及び調停に関し代理人を選任し、又は解任すること。	1 管理者がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。
1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十一年法律第二百二十三号）第三十八條及び第三十九條の規定に基づき、身体障害者又		三項第三号に規定する者のうち、調査員、嘱託員及びこれらに類する者を任免し、並びに勤務条件を決定すること。ただし、別表第五に掲げる病院の長の専決事項に係るものを除くものとする。

<p>十 職員 の服 務等 に關 する 事</p>	<p>を依頼し、又は承認すること。</p>
<p>1 地公法第三十 四條第二項の規 定に基づき、局 長、がんセンタ ー建設部長、契 約局長及び病院</p>	<p>3 地方公務員法 (昭和二十五年 法律第二百六十 一号。以下この 項及び次の項に おいて「地公法」 という。)第二十 八條第一項の 規定に基づき職 員をその意に反 して降任し、又 は免職するこ と。</p> <p>4 地公法第二十 八條第二項の規 定に基づき、職 員をその意に反 して休職するこ と。</p> <p>5 地公法第二十 九條第一項の規 定に基づき、職 員に対し懲戒処 分すること。</p>
<p>1 地公法第三 十四條第二項 の規定に基づ き、職員(局 長、がんセン ター建設部</p>	<p>は知的障害者 の採用に關す る計画を作成 し、並びに当 該計画及びそ の実施状況を 厚生労働大臣 に通報するこ と。</p>
<p>イ 引き続き三日 未滿の研修を受</p>	<p>の長が職務上の 秘密に属する事 項を發表するこ とについて許可 すること。</p> <p>2 地公法第三十 八條第一項の規 定に基づき、局 長、がんセンタ ー建設部長、契 約局長及び病院 の長の営利企業 等への従事を許 可すること。</p> <p>3 局長、がんセ ンター建設部 長、契約局長及 び病院の長の職 務に専念する義 務を免除するこ と。ただし、次 に掲げる場合に 除く。</p>
<p>イ 職務に關連 のある国家公</p>	<p>長、契約局長 及び病院の長 を除く。)が 職務上の秘密 に属する事項 を發表するこ とについて許 可すること。</p> <p>2 地公法第三 十八條第一項 の規定に基づ き、本庁の課 長、技術評価 幹、病院の事 務局長、参 事、副病院長 及び所長の營 利企業等への 従事を許可す ること。</p> <p>3 本庁の課 長、技術評価 幹、病院の事 務局長、参 事、副病院長 及び所長の次 に掲げる場合 における職務 に専念する義 務を免除する こと。</p>
<p>イ 引き続き三日 未滿の研修を受</p>	<p>1 契約局長の次 に掲げる場合に おける職務に専 念する義務を免 除すること。</p>
<p>イ 引き続き三日 未滿の研修を受</p>	<p>1 がんセンタ ー建設部長の次 に掲げる場合に おける職務に専 念する義務を免 除すること。</p>

<p>ける場合</p> <p>ハ 選挙権その他 公民としての権 利を行使する場 合</p> <p>ニ 管理者が特に 必要と認め人事 委員会の承認を 受けた場合のう ち引き続き三日 未満の永年勤続</p>	<p>務員又は他の 地方公共団体 の公務員とし ての職を兼 ね、その職に 属する事務を 行う場合</p> <p>ハ 労働組合法 第七条の規定 に違反した旨 の申立てをし、及びこれ に関し、労働 委員会が行う 審問のため出 頭する場合</p>	<p>ロ 引き続き三日 未満の厚生に関 する計画の実施 に参加する場合</p> <p>ロ 地方公務員 災害補償法第 五十一条又は 第六十条第一 項の規定に基 づき、審査請 求若しくは再 審査請求をし、又は審査 請求人として 出頭する場合</p>	<p>ける場合</p> <p>ロ 引き続き三日 未満の厚生に関 する計画の実施 に参加する場合</p>
<p>ける場合</p> <p>ハ 選挙権その他 公民としての権 利を行使する場 合</p> <p>ニ 国若しくは 公共団体又は 公共的団体の 依頼を受けて 講演、講義、 演技等を行う</p>	<p>ハ 選挙権その他 公民としての権 利を行使する場 合</p>	<p>ロ 引き続き三日 未満の厚生に関 する計画の実施 に参加する場合</p>	<p>ける場合</p> <p>ロ 引き続き三日 未満の厚生に関 する計画の実施 に参加する場合</p>
<p>ける場合</p> <p>ハ 選挙権その他 公民としての権 利を行使する場 合</p> <p>ニ 管理者が特に 必要と認め人事 委員会の承認を 受けた場合のう ち引き続き三日 未満の永年勤続</p>	<p>ハ 選挙権その他 公民としての権 利を行使する場 合</p>	<p>ロ 引き続き三日 未満の厚生に関 する計画の実施 に参加する場合</p>	<p>ける場合</p> <p>ロ 引き続き三日 未満の厚生に関 する計画の実施 に参加する場合</p>
<p>ける場合</p> <p>ハ 選挙権その他 公民としての権 利を行使する場 合</p> <p>ニ 管理者が特に 必要と認め人事 委員会の承認を 受けた場合のう ち引き続き三日 未満の永年勤続</p>	<p>ハ 選挙権その他 公民としての権 利を行使する場 合</p>	<p>ロ 引き続き三日 未満の厚生に関 する計画の実施 に参加する場合</p>	<p>ける場合</p> <p>ロ 引き続き三日 未満の厚生に関 する計画の実施 に参加する場合</p>
<p>表彰受賞に係る 場合</p> <p>4 職務に専念す る義務の特例に 関する規則第二 条第十三号の規 定に基づき、管 理者が必要と認 め人事委員会の 承認を得るこ と。</p>	<p>5 局長、がんセ ンター建設部 長、契約局長及 び病院の長の引 き続き三日以上 の県外旅行を命 令し、及び復命 を受けること。</p>	<p>4 局長、がん センター建設 部長、契約局 長、本庁の課 長及び技術評 価幹の次に掲 げる場合(局 長、がんセン ター建設部 長、契約局長 にあつてはイ 及びロの場合 のうち引き続 き三日未満の もの、二の場 合並びにトの 場合のうち永 年勤続表彰受 賞に係る場合 については、 引き続き三日 未満の場合に 限り、本庁の 課長にあつて</p>	<p>ホ 県行政と密 接な関係を有 し、県が指導 育成を行うこ とを必要とす る団体の事務 に従事する場 合</p>
<p>表彰受賞に係る 場合</p> <p>2 契約局長の旅 行(県外の旅行 にあつては、引 き続き三日以上 の旅行を除く。 を命令し、及び 復命を受けるこ と。</p>	<p>2 がんセンター 建設部長の旅 行(県外の旅行 にあつては、引 き続き三日以上 の旅行を除く。 を命令し、及び 復命を受けるこ と。</p>	<p>2 局長、がん センター建設 部長、契約局 長、本庁の課 長及び技術評 価幹の次に掲 げる場合(局 長、がんセン ター建設部 長、契約局長 にあつてはイ 及びロの場合 のうち引き続 き三日未満の もの、二の場 合並びにトの 場合のうち永 年勤続表彰受 賞に係る場合 については、 引き続き三日 未満の場合に 限り、本庁の 課長にあつて</p>	<p>ホ 県行政と密 接な関係を有 し、県が指導 育成を行うこ とを必要とす る団体の事務 に従事する場 合</p>
<p>表彰受賞に係る 場合</p> <p>2 がんセンター 建設部長の旅 行(県外の旅行 にあつては、引 き続き三日以上 の旅行を除く。 を命令し、及び 復命を受けるこ と。</p>	<p>2 局長、がん センター建設 部長、契約局 長、本庁の課 長及び技術評 価幹の次に掲 げる場合(局 長、がんセン ター建設部 長、契約局長 にあつてはイ 及びロの場合 のうち引き続 き三日未満の もの、二の場 合並びにトの 場合のうち永 年勤続表彰受 賞に係る場合 については、 引き続き三日 未満の場合に 限り、本庁の 課長にあつて</p>	<p>2 局長、がん センター建設 部長、契約局 長、本庁の課 長及び技術評 価幹の次に掲 げる場合(局 長、がんセン ター建設部 長、契約局長 にあつてはイ 及びロの場合 のうち引き続 き三日未満の もの、二の場 合並びにトの 場合のうち永 年勤続表彰受 賞に係る場合 については、 引き続き三日 未満の場合に 限り、本庁の 課長にあつて</p>	<p>ホ 県行政と密 接な関係を有 し、県が指導 育成を行うこ とを必要とす る団体の事務 に従事する場 合</p>

<p>7 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この表において「育児休業法」という。)第一条第三項(第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、局長、がんセンター建</p>	<p>6 局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の休暇に関すること。</p>	<p>イ 研修を受ける場合</p> <p>はイ及びロのうち引き続き三日未満のもの、二の場合並びにトの場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を除く。)における職務に専念する義務を免除すること。</p>
<p>ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p>	<p>3 契約局長の休暇(引き続き三日以上の休暇を除く。)に関すること。</p>	
	<p>3 がんセンター建設部長の休暇(引き続き三日以上の休暇を除く。)に関すること。</p>	
<p>10 育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。</p>	<p>9 育児休業法第十條第三項(第十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長及び契約局長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。</p>	<p>8 育児休業法第五條第二項の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。</p> <p>設部長及び契約局長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。</p>
		<p>ハ 証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合</p>

11 育児休業法第十七条の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長及び契約局長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

12 埼玉県病院局職員就業規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号。以下この表において「就業規程」という。)第十

二 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

八条第一項の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長及び契約局長の部分休業の承認をすること。

13 就業規程第十

ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員

法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事

する場合

へ 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合

ト 管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合

5 局長(県外旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。)、本庁の課長及び技術評価幹の引き続き三日以上の旅行を命令し及び復命を受けること。

4 契約局長の旅行(県外旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。)、を命令し及び復命を受けること。

4 がんセンター建設部長の旅行(県外旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。))を命令し及び復命を受けること。

6 局長の休暇(引き続き三日以上の休暇を除く。)、本庁の課長及び技術評価幹の引き続き三日

<p>以上の休暇に 関すること。</p>	<p>7 局長の休日 及び時間外勤 務を命ずるこ と。</p>	<p>8 局長の週休 日の振替及び 半日勤務時間 の割振り変更 を行うこと。</p>	<p>9 局長の休日 の代休日を指 定すること。</p>	<p>10 育児休業法 第二条又は 第三条の規定 に基づき、本 庁の課長、技 術評価幹及び 病院の長の育 児休業又は育 児休業の期間 の延長の承認 をすること。</p>	<p>11 育児休業法 第五条第二項 の規定に基づ</p>
<p>5 契約局長の休 日及び時間外勤 務を命ずるこ と。</p>	<p>6 契約局長の週 休日の振替及び 半日勤務時間の 割振り変更を行 うこと。</p>	<p>7 契約局長の休 日の代休日を指 定すること。</p>	<p>5 がんセンター 建設部長の休日 及び時間外勤務 を命ずること。</p>	<p>6 がんセンター 建設部長の週休 日の振替及び半 日勤務時間の割 振り変更を行う こと。</p>	<p>7 がんセンター 建設部長の休日 の代休日を指定 すること。</p>
<p>き、10の承認 を取り消すこ と。</p>	<p>12 育児休業法 第十条又は第 十一条の規定 に基づき、本 庁の課長、技 術評価幹及び 病院の長の育 児短時間勤務 又は育児短時 間勤務の期間 の延長の承認 をすること。</p>	<p>13 育児休業法 第十二条にお いて準用する 第五条第二項 の規定に基づ き、12の承認 を取り消すこ と。</p>	<p>14 育児休業法 第十七条の規 定に基づき、 本庁の課長、 技術評価幹及 び病院の長の 育児短時間勤 務の承認が失 効した場合等 における育児</p>		

		<p>15 就業規程第十八条第一項の規定に基づき、本庁の課長および技術評価幹の部分休業の承認をすること。</p>		
	<p>16 就業規程第十八条第三項の規定に基づき、15の承認を取り消すこと。</p>			

附則
この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程
埼玉県病院局職員就業規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号及び第三号中「経営管理課長、」の下に「がんセンター建設部長、」を加える。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第二項中

「ただし、所属長が第四条第二項の規定により休憩時間を午後零時から一時間とした職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。」を削り、同条第五項中「一週間に於いて、十六時間から三十二時間」を「四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間」に改め、同条第六項中「三十二時間」を「三十一時間」に改め、同条第七項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第四条第一項中「四十五分間」を「一時間」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を第三項とする。

第七条中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に、「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

交替勤務者の休憩時間は、別表第一に定める三交替勤務の場合は、日勤、準夜勤、深夜勤とも一回、一時間とし、同表に定める二交替勤務の場合は、日勤の区分で一回一時間、夜勤の区分で一回一時間三十分、一回三十分の二回とし、その時限は、業務の実情に応じ、病院長が定める。

第九条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を第三項とする。

第十二条第一項中「小児医療センター」を「循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター及び精神医療センター」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第二項中「十六時間」を「十五時間三十分」に改め、同条第三項および第四項中「小児医療センター」を削る。

第十三条第二項及び第三項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第八条関係)

勤務区分等

1. 三交替制

勤務区分	始業時間	終業時間
日勤	午前8時30分	午後5時15分
準夜勤	午前4時30分	翌午前1時15分

深夜勤	午前0時30分	午前9時15分
-----	---------	---------

2. 二交替制

勤務区分	始業時間	終業時間
日勤	午前8時30分	午後5時15分
夜勤	午後4時	翌午前9時30分

別表第二「循環器・呼吸器病センター」の部「看護及び栄養の指導並びに看護補助及び調理給食の業務に従事する職員」及び「その他の職員」の項「勤務時間」の欄、「がんセンター」の部「看護及び栄養の指導並びに看護補助及び調理給食の業務に従事する職員」及び「その他の職員」の項「勤務時間」の欄、「小児医療センター」の部「看護、薬剤及び栄養の指導並びに看護補助の業務に従事する職員」及び「その他の職員」の項「勤務時間」の欄、「精神医療センター」の部「看護（外来に係る業務を除く。）及び栄養の指導の業務に従事する職員」及び「その他の職員」の項「勤務時間」の欄中「40時間」を「38時間45分」に、「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に、「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、「循環器・呼吸器病センター」の部「看護及び栄養の指導並びに看護補助及び調理給食の業務に従事する職員」の項休憩時間の欄中、「8時間」を「7時間45分」に改め、「45分又は1時間とし、」を「1時間とし、7時間45分を超える場合は2時間30分以内とし」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第四イ（二）を次のように改める。

				十級
				九級
			局長 がんセンター建設部長	八級
			契約局長 技術幹 技術評価幹	七級
			課長 主席工事検査員	六級
			副課長 副主席工事検査員	五級
			主任工事検査員	四級
			主任工事検査員 主任工事検査員	三級
				二級
				一級

別表第六イを次のように改める。

区	分	四級	三級	二級	一級
病院	共通	病院長	副病院長	科長 部長 医療安全管理室長	科長 副部長 医長
	循環器・呼吸器病センター	センター付	センター付	センター付	センター付
	がんセンター		地域医療連携室長		
			治療管理室長 相談支援センター長 所長 デイケア部長		

別表第六イを次のように改める。

	職	区	分
局長		一種	
病院長			
局長		二種	
がんセンター建設部長			
契約局長			

参事 主席工事検査員 技術評価幹 副参事 課長 技術幹 副病院長 医療安全管理室長 地域医療連携室長 治験管理室長 相談支援センター長 所長 精神保健指導幹(病院事業管理者が定めるものに限り)	三種
副室長 副課長 副技術幹 科長(病院事業管理者が定めるものに限り) 部長(病院事業管理者が定めるものに限り) 図書館長 精神保健指導幹 副局長 副主席工事検査員 主任工事検査員	四種
部長 主席技師長 主席主幹 デイケア部長 科長 医幹	五種

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局文書管理規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「副課長」の次に「若しくは主幹」を加える。

別表経営管理課の項の次に次のように加える。

がんセンター建設課	が建
-----------	----

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局公印規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県病院局長印の項の次に次のように加える。

埼玉県病院局 がんセンター 建設部長印	回	埼玉県病院局 がんセンター 建設部長印	回	回
---------------------------	---	---------------------------	---	---

別表経営管理課長印の項の次に次のように加える。

がんセンター 建設課長印	回	埼玉県病院局 がんセンター 建設課長印	回	回
-----------------	---	---------------------------	---	---

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百五十六号

平成十九年埼玉県告示第十二号(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準について)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

別表第一の二二一の項、別表第二の二二一の項及び別表第三の二二一の項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百五十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	指定区域	埋立地の区分(該当条項)
一一一	熊谷市成沢字谷ツ向七二三番及び押切字大原二、四二六番一の各一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。)第十二条の三十一第一号
一一二	熊谷市小江川字唐篠谷一一一番一の一部	規則第十二条の三十一第一号
一一三	行田市大字小針字埜通八九一番一、八九五番一及び九〇二番一の各一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第十三条の二第二号

一一四	本庄市児玉町秋山字諏訪平五五六番の一部	令第十三条の二第二号
一一五	鴻巣市大間字内谷一、一〇四番、一、一〇五番、一、一〇六番一、一、一〇七番一、一、一〇八番一、一、一〇九番一及び一、一一〇番一の各一部	令第十三条の二第二号
一一六	鴻巣市糠田字本田五ノ割二、五七八番一、二、五七八番二及び二、五七九番一の各一部	規則第十二条の三十一第一号
一一七	深谷市上柴町東五丁目九番一及び九番二の各一部	規則第十二条の三十一第一号
一一八	深谷市上野台字流レ二、五四七番一、二、五四七番二、二、五四八番、二、五四九番、二、五五〇番一、二、五五〇番二、二、五五一番一、二、五五一番三、二、五五一番四、二、五五一番五及び二、五五〇番一の各一部	規則第十二条の三十一第一号
一一九	深谷市折之口字稜威ヶ原一、八九九番一の一部	規則第十二条の三十一第一号
一二〇	深谷市起会字唐言一一四番四、一一七番一及び一六二番一の各一部	規則第十二条の三十一第一号
一二一	深谷市人見字政所一、五六〇番の一部	規則第十二条の三十一第一号
一二二	深谷市榎合字向久保七六三番の一部	規則第十二条の三十一第一号
一二三	三郷市幸房字掛井堀向一、三二一番一、一、三二一番二、一、三二一番一及び一、三二二番一の各一部	規則第十二条の三十一第一号
一二四	入間郡三芳町大字上富字緑一、五八二番一の一部	規則第十二条の三十一第一号
一二五	入間郡三芳町大字上富字緑一、五八二番二の一部	規則第十二条の三十一第一号

一 一十六
北埼玉郡騎西町大字戸崎字広島九九二番
の一部
令第十三条の二第二号

埼玉県告示第四百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、ときがわ町長から平成二十一年三月十六日に、ときがわ町営土地改良事業玉

川地区(団体営基盤整備事業)の換地処分をした旨の届出があつた。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、志多見土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任	職名	氏名	住所
理事	松村 昇	加須市大字志多見三二一番地一	
同	正能 武夫	同 五七七番地	
同	太田原 郁夫	同 二二三三番地	
同	早川 初男	同 平永八二三番地一	
同	長沼 初太郎	同 同 一〇七〇番地一	
同	福田 宣夫	同 阿良川二〇六番地一	
同	松本 勘一	同 同 四五三番地一	
同	町田 文男	同 串作五九二番地一	
同	田島 幸夫	同 同 一〇六九番地二	
同	襟川 昭雄	同 志多見八四八番地一	
同	矢沢 昭男	同 同 平永二七六番地	
同	小峰 昭夫	同 同 阿良川八一八番地一	

二 退任
監事 田 沼 章 加須市大字串作二七七番地二

職名	氏名	住所
理事	宮内 秀雄	加須市大字志多見四六六番地
同	桑子 努	同 同 一〇一六番地
同	川島 達男	同 同 一五八四番地
同	矢澤 照男	同 同 平永二七六番地
同	長谷川 弘志	同 同 四四七番地一
同	福田 宣夫	同 同 阿良川二〇六番地一
同	松本 勘一	同 同 四五三番地一
同	田沼 弘美	同 同 串作六二三番地
同	田島 敏男	同 同 八九六番地一
同	襟川 昭雄	同 同 志多見八四八番地一
同	若旅 英雄	同 同 平永六五七番地一
同	小峰 昭夫	同 同 阿良川八一八番地一
同	岡村 真司	同 同 串作二六三番地

埼玉県告示第四百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第四百四十七号で告示した川口市計画道路事業(川口市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成二十一年三月六日から平成二十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分
平成十三年埼玉県告示第二百九十九号及び平成十八年埼玉県告示第四百四十七号の事業地のうち埼玉県川口市上青木三丁目、四丁目地内において事業地を変更する。また、埼玉県川口市上青木二丁目、五丁目地内を追加する。

ロ 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第四百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第百二十七号で告示した川口市計画道路事業(川口市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十六年一月二十七日から平成二十五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
変更なし
- ロ 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第四百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第百六十七号で告示した川口市計画道路事業(川口市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十六年三月十一日から平成二十五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
変更なし
- ロ 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第四百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第百六十八号で告示した川口市計画道路事業(川口市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十七年十二月二十二日から平成二十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
変更なし
- ロ 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第四百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第百二十八号で告示した春日部都市計画道路事業(春日部市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年二月七日から平成二十四年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
変更なし
- ロ 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第四百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第百三十八号で告示した狭山市計画道路事業(狭山市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十年三月二十七日から平成二十

四年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
変更なし
- ロ 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第四百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第百六十五号で告示した越谷都市計画道路事業(越谷市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十六年八月十日から平成二十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
変更なし
- ロ 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第四百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平

成十八年埼玉県告示第四百四十八号で告示した戸田市計画道路事業（戸田市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成八年十二月二十日から平成二十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第千八百八十九号で告示した鳩ヶ谷都市計画道路事業（鳩ヶ谷市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成十五年九月二十六日から平成二十五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第千八百八号で告示した新座都市計画道路事業（新座市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成十七年九月二十六日から平成二十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百四十号で告示

した富士見都市計画道路事業（富士見市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

埼玉県告示第四百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中海戸―1（中海戸―2）	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
人見向	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
人見	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
浜居場	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

下ヶ坂	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
柏木	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
鬼丸	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上ノ平―6	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上ノ平―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上ノ平―5	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上ノ平―4	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上ノ平―3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
西平	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
穴沢―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
穴沢―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

森河原―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
森河原―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新館―1(新館―2)	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新館―3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
稲村	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小物―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小物―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小殿―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小殿―2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中指	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
神出―1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

小柄久保	豆口入	淵ノ上沢	森ノ入沢	川グルミ沢	西穴沢入	西平入	鬼丸入	人見向入	篠ノ沢	神出―2
平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。										
土石流	急傾斜地の崩壊									

浦山2	浦山1	屋敷前	蓬来―2	鳥居沢	神出入	八幡入	机沢	小物沢	津辺曾沢	稲村沢
平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。										
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流						

龍ヶ谷	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
戸神沢1右	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
戸神沢1左	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
戸神沢2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
削山川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
北ノ入沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
越辺川1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
越辺川2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
顔振川	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
三山赤谷1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
三山赤谷2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

三山赤谷3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
久月2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
半平1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
間明平	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
一反地	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
皆本	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
黒竹	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
楚里1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
楚里2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
半平2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
田ノ頭	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

道永沢	柿の木沢	森沢	東沢	反の沢	赤谷沢	田の頭沢	久月沢―2	久月沢―1	築間沢	一反地沢
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。									
土石流										

三品沢	馬騎ノ内沢	李沢	谷の沢	高根沢	末野沢3	末野沢2	末野沢1	井戸沢川	笹原沢	道永沢右1
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。										
土石流										

六供右斜面	六供左斜面	岩崎	六供玉淀	上組	元宿3	元宿2	元宿1	末野	円良田湖	車山沢
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。										
急傾斜地の崩壊	土石流									

三品―6	三品―5	三品―4	三品―3	三品―2	三品―1	元宿―2	深田谷津	滝ノ上
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。								
急傾斜地の崩壊								

篠ノ沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	鬼丸入	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	川グルミ沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	森ノ入沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	淵ノ上沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	豆ノ入	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
稲村沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	津辺曾沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	小物沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	八幡入	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	鳥居沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
機沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	神出入	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	鳥居沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	神出入	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	鳥居沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

戸神沢1左	戸神沢1右	龍ヶ谷	浦山2	浦山1	屋敷前	蓬来12
平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
黒竹	皆本	顔振川	越辺川1	北ノ入沢	削山川	戸神沢2
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。

田の頭	久月沢—2	久月沢—1	田ノ頭	半平2	楚里—2	楚里—1
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。						
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。						
赤谷沢	東沢	森沢	柿の木沢	笹原沢	井戸沢川	末野沢1
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
土石流						
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。

末野沢2	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
末野沢3	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
谷の沢	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
馬騎ノ内沢	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
三品沢	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
車山沢	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
円良田湖	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
末野	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
元宿1	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
元宿2	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
元宿3	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
上組	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
六供玉淀	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
岩崎	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。

三品―2	三品―1	元宿―2	深田谷津	滝ノ上	六供右斜面	六供左斜面
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。						
急傾斜地の崩壊						
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。						

三品―3	三品―4	三品―5	三品―6
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第四百七十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)

第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 下大輪地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

八	七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
同	同	同	同	同	同	同	秩父市	市町村
同	同	同	同	同	同	同	大滝	大字
同	同	同	同	同	大輪	大輪ヲミヤ道上	大輪	字
六九六番	六九二番	六八四番	六五八番	六五〇番	四三七四番	四三六九番二	七〇一番五	地番

埼玉県告示第四百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)

第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 千鹿谷地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱十四号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

二	一	標柱番号
同	秩父市	市町村
同	上吉田	大字
同	千鹿谷	字
二二九六番一	二二九六番一	地番

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二二二八番一	二二三一番一	二二八四番一	二二七八番二	二二七七番一	二二六三番一	二二六二番六	二三〇八番一	二三〇七番三	二三〇七番二	二三〇六番	二三〇四番

埼玉県告示第四百七十四号

三郷市から草加都市計画三郷インター

南部土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)第二十条第

二項の規定により、当該図書の写しを埼

玉県都市整備部市街地整備課において縦

覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新座和光線
- 三 道路の区域

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新座市野火止八丁目四八八番地先から朝霞市泉水二丁目二〇二番五地先まで	区間	一〇・〇〇〇 一三・二〇〇	二二六・〇〇	自転者歩行車道整備工事による。
			一一・〇〇〇 二九・〇〇〇		

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 保谷志木線
- 三 道路の区域

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新座市道場一丁目二六一四番一地先から同市道場一丁目三五〇番一地先まで	区間	九・〇〇〇 一五・四〇〇	三三三・七〇	交差点整備工事による。
			一四・〇〇〇 一七・五〇〇		

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

路線名	保谷志木線
供用開始の区間	新座市道場一丁目二六二四番一地从り同市道場一丁目三五〇〇番一地从りまで
供用開始の期日	平成二十一年三月二十七日
備考	延長 三三三・七〇メートル

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

路線名	さいたま東村山線
供用開始の区間	志木市中宗岡五丁目二九八六番一地从り同市中宗岡五丁目一五一五番八地从りまで
供用開始の期日	平成二十一年三月二十七日
備考	延長 八四・〇〇メートル

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

路線名	保谷志木線
供用開始の区間	志木市中宗岡一丁目二七六六番一地从り同市中宗岡一丁目一五〇二番二地从りまで
供用開始の期日	平成二十一年三月二十七日
備考	延長 九八・五〇メートル

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本恵樹

路 線 名	川 越 栗 橋 線	供 用 開 始 の 区 間	桶川市北二丁目一六三〇番二地先から同市大字坂田一六三三番一地先まで	供用開始の期日	平成二十一年三月二十七日	備 考	延長 二〇九・三〇メートル
-------------	-----------------------	---------------------------------	-----------------------------------	---------	--------------	--------	------------------

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越北環状線
- 三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
旧	川越市大字上寺山字姥神五六〇番一地先から同市大字上寺山字姥神五三六番一地先まで		二五・〇〇}	二五・〇一	道路改築工事
新			二五・一〇}	二五・二〇	

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝

路 線 名	川 越 上 尾 線	供 用 開 始 の 区 間	川越市元町一丁目一番七地先から同市元町一丁目一番一七地先まで	供用開始の期日	平成二十一年三月二十七日	備 考	延長五一・三二メートル
-------------	-----------------------	---------------------------------	--------------------------------	---------	--------------	--------	-------------

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年三月二十七日
- 埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 川越上尾線
 - 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	川越市氷川町一三〇番地先から同市氷川町一六〇番一地先まで	区間	六・六五 一四・一五	九一・三〇	交差点改良工事
			一五・八五 一六・七五		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年三月二十七日
- 埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 所沢青梅線
 - 三 道路の区域

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供	用	開	始	の	期	日	備	考															
川	越	上	尾	線	川	越	市	氷	川	町	一	三	〇	番	地	先	から	同	市	氷	川	町	一	六	〇	番	一	地	先	まで	平成二十一年三月二十七日	延長九一・三〇メートル	

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年三月二十七日
- 埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 所沢青梅線
 - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	所沢市旭町三九九番三地先から同市旭町三九九番一地先まで		一五・七〇 二二・三〇	一一・五〇	
旧			一九・〇〇 二八・四〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	所沢市大字神米金字稲荷木六六二番一地先から同市大字神米金字稲荷木六二四番一地先まで		八・九〇 一〇・五〇	七二・〇三	
旧			一一・九一 一一・三八		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県土整備部道路

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道川越所沢線	所沢市大字神米金字稲荷木六五〇番二地先から同市大字神米金字稲荷木六二四番一地先まで	平成二十一年三月二十七日	延長三〇・九六メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県土整備部道路

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路 線 名	さいたまふじみ野 所 沢 線	供 用 開 始 の 区 間	入間郡三芳町大字上富字中東一八七番三地先から同郡同町大字上富字中東三三六番二地先まで	供用開始の期日	平成二十一年三月二十八日	備 考	延長二五七・五〇メートル
-------------	-------------------------	---------------------------------	--	---------	--------------	--------	--------------

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県土整備部道路

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路 線 名	三芳富士見線	供 用 開 始 の 区 間	入間郡三芳町大字上富字吉拓三二八番八地先から同郡同町大字上富字吉拓三四五番二地先まで	供用開始の期日	平成二十一年三月二十八日	備 考	延長九七・五〇メートル
-------------	--------	---------------------------------	--	---------	--------------	--------	-------------

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県土整備部道路

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路 線 名	さいたまふじみ野 所 沢 線	供 用 開 始 の 区 間	ふじみ野市上福岡二丁目一五一一番一地先から同市上福岡二丁目一五一二番一地先まで	供用開始の期日	平成二十一年三月二十七日	備 考	平成二十年三月二十八日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二一・五〇メートル
-------------	-------------------------	---------------------------------	---	---------	--------------	--------	--

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

旧新別	旧 A	新 A	新 B
区 間	飯能市大字長沢字馬場六八番一地先から同市大字井上字大西 一・二・八三番一地先まで		
敷地の幅員 (メートル)	七・〇〇	四〇・〇〇	一一・〇〇
延 長 (メートル)	一六〇〇・〇〇	八六六・〇〇	六八・四九
備 考	バイパス建設工事による。		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

旧新別	旧 A	新 A	新 B
区 間	飯能市大字長沢字落合二〇九七番地先から同市大字長沢字落 合二二一〇番一地先まで		
敷地の幅員 (メートル)	三・七〇	一七・一〇	九・三〇
延 長 (メートル)	一七一・〇〇	一〇〇・〇〇	二一〇・〇〇
備 考	バイパス建設工事による。		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能下名栗線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	備 考
旧 A	飯能市大字赤沢字久林原一〇五八番一地先から同市大字下名栗字論地山二二番二地先まで	五・〇〇	二二・八〇	三三九・〇〇
旧 B	飯能市大字赤沢字岩本一〇七四番六地先から同市大字下名栗字小沢名土一一七四番一地先まで	一一・〇〇	一一・〇〇	二七三・〇〇
新 B		一一・〇〇	一一・〇〇	

旧 A は飯能市に引き継ぐ。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
飯能下名栗線	飯能市大字赤沢字岩本一〇七四番六地先から同市大字下名栗字小沢名土一一七四番一地先まで	平成二十一年三月三十日	延長 二七三・〇〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	備 考
青 梅 秩 父 線	飯能市大字下名栗字小沢名土一四九番一地先から同市大字下名栗字小沢名土一三〇番五地先まで	平成二十一年三月三十日	延長 九五・七〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	備 考
深 谷 東 松 山 線	比企郡滑川町大字羽尾字大道二三五九番一地先から同郡同町大字羽尾字大道二三五四番一地先まで	平成二十一年三月二十七日	延長 一三二・八〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

旧 新 別	区 間	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (メ ー ト ル)	備 考
新	比企郡鳩山町大字石坂字大平六〇四番二五四地先から同郡同町大字石坂字大平六〇四番一九〇地先まで	九・二六 一六・三三	一四三・〇〇	自転車歩行者道整備工事による。
旧		一〇・七四 一九・〇七		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年三月二十七日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 東松山越生線
 - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備	考
新	比企郡鳩山町大字熊井字下海道下三番一地先から同郡同町大字熊井字テンヤヲネ六三番一地先まで		一三・六〇 三八・〇〇	二四八・五〇	地方特定道路(交通安全)整備工事による。	
旧			七・八〇 二二・五〇			

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

- 環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年三月二十七日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供	用	開	始	の	期	日	備	考
東	松	山	越	生	線	比企郡鳩山町大字熊井字下海道下三番一地先から同郡同町大字熊井字テンヤヲネ六三番一地先まで	平成二十一年三月二十七日	延長 二四八・五〇メートル										

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ坂戸線
- 三 道路の区域

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	比企郡鳩山町大字熊井字下海道下一八番七地先まで	字熊井字下海道下一八番七地先まで	七・八〇	一八九・五〇	地方特定道路(交通安全)整備工事による。
旧			三三・四〇		
新	比企郡鳩山町大字大橋字川子田六八二番七地先から同郡同町大字大橋字中内三八〇番一地先まで	大字大橋字中内三八〇番一地先まで	一三・六〇	三〇〇・〇〇	地方特定道路(交通安全)整備工事による。
旧			四〇・〇〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月二十七日
埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
ときがわ坂戸線	比企郡鳩山町大字熊井字下海道下一八番七地先まで	平成二十一年三月二十七日	延長 一八九・五〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十一年三月二十七日

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ坂戸線
- 三 道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	比企郡鳩山町大字大橋字川子田六八二番七地先から同郡同町大字大橋字中内三八〇番一地先まで	大字大橋字中内三八〇番一地先まで	一〇・五〇	三〇〇・〇〇	地方特定道路(交通安全)整備工事による。
旧			一三・七〇		
新	比企郡鳩山町大字大橋字川子田六八二番七地先から同郡同町大字大橋字中内三八〇番一地先まで	大字大橋字中内三八〇番一地先まで	一一・一〇	三〇〇・〇〇	地方特定道路(交通安全)整備工事による。
旧			一五・六五		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東松山越生線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	比企郡鳩山町大字大橋字川子田六八二番七地先から同郡同町大字大橋字中内三八〇番一地先まで		一〇・五〇 一三・七〇	三〇〇・〇〇	地方特定道路(交通安全)整備工事による。
旧			一一・一〇 一五・六五		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
東松山越生線	比企郡鳩山町大字大橋字川子田六八二番七地先から同郡同町大字大橋字中内三八〇番一地先まで	平成二十一年三月二十七日	延長 三〇〇・〇〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道岩殿観音南戸守線	東松山市大字西本宿字鈴留川二一六番三地先から同市大字西本宿字新堀一六四一番一地先まで	平成二十一年三月二十七日	平成十七年十月七日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二百十八号で変更した区域の一部供用開始である。 延長一三六・〇〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

一 道路の種類 県道

二 路線名 大谷材木町線

三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	東松山市加美町八五七番三地先から同市加美町九六〇番一地先	九・〇〇}	一三・四六	本件は土地区画整理事業による県道の拡幅である。
新		一〇・五〇}	一四・八三	

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道大谷材木町線	東松山市加美町八五七番三地先から同市加美町九六〇番一地先	平成二十一年三月二十七日	平成二十一年三月二十七日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十七号で変更した区域の供用開始である。 延長二一〇・五〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年三月二十七日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
四百七号	東松山市大字高坂字柳町二七二番二地先から同市大字高坂字長瀨三九一番六地先まで	平成二十一年三月二十七日	平成十九年三月二十三日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十八号で変更した区域の一部供用開始である。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司
 一 道路の種類 県道
 二 路線名 石坂高坂停車場線
 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
旧A	比企郡鳩山町大字石坂字年中二四六番一地先から東松山市大字田木字立野一〇番一地先まで		三・四〇	四九〇・四〇	地方特定道路(改築)整備工事による。
新A			二八・〇〇		
新B	比企郡鳩山町大字石坂字年中二四六番一地先から同郡同町大字石坂字年中二四五番二三地先まで		一〇・〇〇	二二六・八〇	

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号 平成二十一年一月二十一日 第二〇〇一三〇号
 - 二 検査済証番号 平成二十一年三月十九日 第二〇〇一三七号
 - 三 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡小川町大字飯田字蟹沢四一六
 - 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡小川町大字大塚八七五―二 野原 進一
- 亀井清司

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百四十号	秩父市大野原字黒草一三三七番二地先から同市大野原字黒草一三三三番一地先まで	平成二十一年三月二十七日	平成二十年十月十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所告示第四十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一六六・〇二メートル

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父市栃谷字山根一三九番地先から同市栃谷字志露一〇七八番一地先まで	一〇・二〇 一六・〇九	四八二・五〇	地方特定道路(改築)整備工事による拡幅。
旧		五・四五 一五・七〇		

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

路線名	秩父児玉線	供用開始の区間	本庄市児玉町金屋字中ノ堰一四〇〇番一地从り同市児玉町八幡山字町西二五九番二地先まで	供用開始の期日	平成二十一年三月二十九日午後三時	備考	延長 九二〇・〇〇メートル
-----	-------	---------	---	---------	------------------	----	------------------

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

路線名	二百五十四号	供用開始の区間	本庄市児玉町八幡山字長浜町二二六番一地从り同市児玉町八幡山字前田四三番一地先まで	供用開始の期日	平成二十一年三月二十九日	備考	延長 一六七・〇〇メートル
-----	--------	---------	--	---------	--------------	----	------------------

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

路線名	四百六十二号	供用開始の区間	本庄市児玉町八幡山字長浜町二二六番一地从り同市児玉町吉田林字千日堂三九一番一地先まで	供用開始の期日	平成二十一年三月二十九日	備考	延長 二四七・〇〇メートル
-----	--------	---------	--	---------	--------------	----	------------------

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

の発行行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号

南沢郁一郎

二 検査済証番号

平成二十一年三月十九日第三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

平成二十一年三月十九日

三 開発区域に含まれる地域の名称

号)第三十六条第三項の規定により、次

埼玉県行田県土整備事務所長

指令行整第二〇〇〇二四二号

北埼玉郡大利根町大字北下新井字本

田九一四一、字不用堤二一〇七一
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 埼玉県北埼玉郡北川辺町大字向古河
 一四三一七
 阿部 義典

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十一年三月十日

指令杉整第二〇〇一七一一号

二 検査済証番号

平成二十一年三月十九日

杉整第一八三九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字本郷字堤一七一

七一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字本郷一七一七番

地

大作 和弘

埼玉県公営企業告示第三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令

第十六号)第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約(以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。)のうち、平成二十一年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十一年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者

樋口 和男

一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定(以下「認定」という。)を受け、被認定者名簿に登録された者とする。

二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の

四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県公営企業財務規程(昭和三十

九年埼玉県公営企業管理規程第五

号)第二百二十条の規定により、埼玉

県公営企業管理者及びその委任を受

けた者が締結する契約の一般競争入

札に参加させないこととされた者

ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号)第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成六年埼玉県告示第千八百八号)第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

二 入札公告日以後開札日までに、埼玉企業局建設工事等暴力団排除措置要綱(平成八年四月一日施行。公

営企業管理者決裁)に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者

ホ 入札公告日以後開札日までに、企業局の発注する建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要領(平成元年一月十三日施行。公営企業管理者決裁)に基づく指名停止の措置を受けている期間がある者

ヘ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者

(1) 建設業法(昭和二十四年法律第

百号)第三条第一項の規定による

許可を受けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日

から一年七月前の日以後の日を審

査基準日とする建設業法第二十七

条の二十三第一項の規定による経

営に関する客観的事項についての審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格と認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

埼玉県監査委員告示第5号

地方自治法第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年3月27日

埼玉県監査委員 春日敏彦
 埼玉県監査委員 米田正巳
 埼玉県監査委員 樋口邦利
 埼玉県監査委員 小島信昭

第1 監査の請求

1 請求人
 (省略)

2 請求書の受付

本件請求受理日 平成21年2月17日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

ア 主張する事実

(イ) 平成20年3月21日、上田清司埼玉県知事は、埼玉県有地である旧浦和青年の家の一部及び旧岸町庁舎跡地2,575.03㎡(以下「本件跡地」という。)を、5億8,454万円(22.7万円/㎡)という違法かつ不当な廉価で日本赤十字社(以下「日赤」という。)に売り渡す売買契約を締結して日赤の便宜供与を図り、その結果、県民に損失を与えた。

この売買価格5億8,454万円は、買主である日赤埼玉県支部が依頼した株式会社吉野アプレイザル作成の不動産鑑定評価書に記載された鑑定評価額を時価として設定し、その約80%に相当する金額で決定されたものである。

(ロ) しかしながら、請求人らが依頼した清水不動産鑑定士事務所による鑑定評価によれば、本件跡地の適正な単価は41.5万円/㎡であり、本件跡

地全体の時価は10億6,864万円と評価されるべきである。売買価格との間には、4億8,400万円余の差がある。

(ウ) 関係する県の条例・規程によれば、「公共団体等が公用若しくは公用又は公益事業の用に供する施設で総務部長が認めるもの」は、2割を上限として、時価よりも低い価格で売り払うことができるとされている。

本件契約にこの適用が認められたとしても、本件跡地の売却については、8億5,491万円以上の価格が設定されていなければならず、実際の売買価格との差額は2億7,037万円にのぼる。

イ 主張する違法性・不当性

(ク) 買主（日赤埼玉県支部）が準備した資料では、不当に低廉な評価がされている可能性がある。

県は自ら不動産鑑定評価書を取ることを怠り、売買価格は、買主が依頼した不動産鑑定の結果に基づいたものである。

したがって、本件売買契約においては、必要な不動産鑑定評価書は存在していない。

(カ) 本件売買は、行政財産処分を逸脱し、本件跡地の歴史的・文化的経緯及びその価値の検討を怠り、安易に用途廃止処分されており、この用途廃止処分は違法・無効である。

したがって、行政財産を売却したことになる本件売買契約には、重大な違法が存し、無効である。

(キ) 地方公共団体の契約締結は、一般競争入札による方法が原則とされており、随意契約は例外的な契約方法である。しかし、本件は、随意契約が許される例外的事由のいずれにも当たらない。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づいて随意契約したことに重大な誤りがあり、違法である。

(ク) 知事は日赤埼玉県支部長を兼任している。本件売買契約の実質的当事者は、日赤埼玉県支部と県であり、知事、日赤埼玉県支部長の同一人が為した双方代理行為である。

このような双方代理行為は、民法第108条の類推適用により無効である。

(ウ) 本件売買契約は、法令の趣旨に反して著しく低廉である。結果として買主に不当な暴利を与える内容であり、公序良俗に反し無効である。

(エ) 予定価格に計算ミスがあり約6万円高く設定されていた。また、売買契約書に支払期日が記載されておらず、欠陥契約書である。

(2) 請求する措置の内容

以下の勧告を求める。

ア 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号に違反して締結され、かつ議会の承認を得ずに締結されたこの売買契約は無効であることを確認し、知事に原状回復措置をとるよう求めること。

イ 知事は、上記一連の違法、無効な財務会計行為によって生じた損害賠償及び原状回復の措置を怠っている。そこで、県が日赤に付する所有権移転登記抹消登記手続きを怠ること及び既払いとなっている売買代金の返還手続きを怠っていることが違法であることを確認すること。

ウ 知事及びこの売買契約に携わった当事の県総務部職員（氏名不詳）は、(イ) 本件売買契約の違法不当な建物解体によって生じた解体費用金59,309,250円の損害賠償及びこれに対する解体の日以降支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求めること。

(エ) もし売買契約が有効とされる場合、又は無効であるにも関わらず本件土地の名義を県に戻すなどの原状回復が不可能な場合には、適正価額の下限である8億5,491万円と実際の売買価格との差額である金2億7,037万円の損害賠償及びこれに対する売買契約の日の翌日以降支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求めること。

第2 請求の要件審査

本件請求のうち、先述の「(2) 請求する措置の内容 ア、イ及びウ(イ)」の請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、監査の対象とした。

また、先述の「(2) 請求する措置の内容ウ(ウ)」については、以下の判断により、住民監査請求の要件を満たしていないため却下することとし、監査の対象としないこととした。

地方自治法第242条第2項は、請求の期間について、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。」としている。

本件跡地上に建築されていた建物の解体工事に係る費用の支払いは、平成19年3月30日に完了しており、本件請求の日である平成21年2月17日までの期間は、1年を経過している。

また、県は、平成18年11月21日に解体工事の地元説明会を実施し、工事の実施を周知しており、請求人は容易にこれを知り得ることができたと推測された。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成20年3月21日付けで、県が日赤との間で締結した土地売買契約を監査の対象とした。

2 監査対象機関

総務部

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年3月6日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人代理人○○○○氏、請求人○○○○氏、○○○○氏、○○○氏から陳述があった。

請求人の陳述の際、同法第242条第7項の規定に基づき、総務部職員が立ち会った。

また、同日、総務部職員の陳述の聴取を行った。その際、同法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 平成20年4月3日に不動産鑑定書の開示請求をした。開示されたのは、日赤埼玉県支部が株式会社吉野アプレイザルに依頼して作成した鑑定評価書であった。5月8日に、再度、「外部鑑定評価書の全て」を開示請求を

したが、やはり株式会社吉野アプレイザルの鑑定書が出てきた。管財課の担当者は「これ以外にありません。」と回答した。

イ 埼玉県職員措置請求書を出したその日になって、突然、県から、県が株式会社浦和鑑定に委託して作成した不動産鑑定書が出てきた。

ウ 請求人が委託作成した、清水不動産鑑定書では、41万5千円/㎡、総額10億6,864万円という結果だった。

これと比較すると、本件売却価格5億8,454万円は非常に低い。

エ 実際の売却条件と日赤の鑑定書は、地積、地番、条件も違っており、日赤が作成した鑑定書をそのまま使うことはできない。

オ 日赤の鑑定書は、平成18年9月1日時点で鑑定しているが、実際に売買されたのは平成20年である。その間に岸町3丁目の公示価格は、32万6千円から、34万円、さらに39万円と上がっている。

カ 本件跡地は、明治7年に県内第1号の公園として開設された偕楽園の一角にある。

古代の埋蔵文化財の可能性が指摘され、また、考古学上重要な意義が認められる遺跡が近くにあるなど、非常に研究価値のある場所とされている。

本件跡地の価値が高いにも関わらず、安易に売却したことは、地方自治法第238条の4第6項に違反する。

キ 日赤は、貯蔵物資も増やして、防災機能を強化するといっているが、本件跡地は、今の場所に比べると幹線道路に出にくく、逆に、災害が起こったときは問題となる場所である。

県が、今年度武道館跡地に防災センターを作るが、もし防災機能を強化するのであれば、防災センターに近い今の事務所の方が、県と連携する上でも条件がよい。

本件跡地は、直下型地震が起きたときの避難場所として、防災公園とすべきだというのが、自治会も含めた住民の一致した意見である。

ク 随意契約により締結しているが、今回の契約は、法律上、随意契約できるケースには当たらない。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号について、「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」について、昭和62年の最高裁判決があるが、今回の契約はこの判例には当てはまらない。

- ケ 日赤が県とやり取りした文書は、全部、日赤埼玉県支部長上田清司名義となっている。日赤本社は、どこにも出てこない。双方代理的な要素が非常に強い。
- コ 跡地を売却するために建物を解体したものであり、解体費用に係る損害賠償や遅延損害金の支払い請求についても法定の請求期間内にあり、請求の要件を満たしている。

(2) 総務部の陳述の要旨

- ア 株式会社杜浦和鑑定に鑑定を委託し、それに基づいて売買参考価格を決定した。面積2,576.30㎡の土地価額は、284,000円/㎡で、総額7億3,080万円である。

この鑑定書は、本来、平成18年度のフナールに保存すべきところ、誤って平成19年度のフナールに保存されていた。このため、請求人から情報公開請求があったときに、平成18年度のフナールに保存されていた日赤作成の不動産鑑定書を開示した。

- イ 不動産鑑定額は、それぞれの不動産鑑定士が良心に従って適正に算定するものであり、県は、売却予定額を設定するための参考に用いるものである。

本件跡地は、大画地で事務所用地として使用が決められた売却であった、地積や形状について違いはあるが、土地の状況が大きく変わった訳ではないので、売却予定額の参考とするには許容範囲内である。

- ウ 県は、平成18年9月1日時点で鑑定し、直ちに売却契約手続に入る予定であったが、地元の方々からの公園整備の要望を踏まえ、さいたま市に対して公園整備目的での買収が可能か検討を要請したため、時間を要した。さいたま市が買収できないということであったので、平成19年1月11日に売却額を含む「県有地売却方針」を決定した。

- エ 売却方針決定後も、土地の付替え要望が寄せられたことなどを踏まえ、公園の設置位置を変更するために、さいたま市、地元の自治協力会等と折衝・調整を重ねたため、結果として、契約は平成20年3月21日にずれ込んだ。

- オ この間、県内の地価は上昇しているが、鑑定から契約までに日数を要したのは地元の要望に応えるためであって、売却額を変更することは適当で

ないと判断した。

- カ 先述のとおり、不動産鑑定は、個別の不動産ごとに不動産鑑定士の責任で行うものであって、鑑定結果は客観的、適正なものと考えている。

- キ 当時、庁内の関係課で構成する「公有財産利用検討会議」を設置し、公共利用の検討などについて、全庁的で慎重な検討を経て、適正な手続きにより用途廃止処分した。本件跡地は、平成16年8月20日の「公有財産利用検討会議」に諮り、売却方針を決定した。

- ク この契約は、日赤が、公益事業を進めるための庁舎建設目的の土地購入であり、公共の用途のための売却であるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠に随意契約とした。

- ケ 売買契約は、日赤社長と埼玉県知事で交わしたもので、双方代理契約に当たらない。

- コ 売買面積を本来、「2,575.03㎡」と書くところ、「2,575.30㎡」と書き誤った。しかし、誤った数字に基づいて算定した予定価格の方が高かったため、県に損失は生じなかった。

また、支払期日は、契約書自体に記載されており、契約行為に影響はない。

- カ 先述のとおり、売買契約は有効で、売却額も適正であるので、日赤に差額の支払いを求める必要はなく、また、知事及びこの売買契約に携わった当事の県総務部職員に損害賠償責任はない。

行政財産としての用途を廃止したものであり、売却の有無にかかわらず、管理上の問題から解体の必要があったもので、損害賠償責任はない。

(3) 総務部の陳述に対する請求人の意見の要旨

- 2回に渡って、念を押して、提出を求めた県の不動産鑑定書が開示されなかった。ねつ造としか思えず、その存在を前提として安易に監査していただきたくない。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、監査対象機関の説明、事実関係、監査対象事項に対する判断及び意見について述べる。

1 監査対象機関の説明

総務部から本件売買契約の関係書類の提出を受け、本件跡地の不動産鑑定評価、随意契約の根拠及び双方代理契約など疑問点を確認するため、平成21年3月6日及び3月11日に調査を実施した。

(1) 本件跡地の不動産鑑定評価及び売却価格について

ア 平成19年1月11日に、本件跡地は随意契約により日赤に売却することで決裁を受けた。売却価格については、県が依頼した株式会社浦和鑑定による、平成18年9月1日時点の鑑定評価額を参考に決定することとした。

こうした県の意思を日赤に伝えたところ、平成19年1月19日には、日赤本社の常任理事会で土地買収費用が承認された。

イ 平成19年2月7日に、地元岸町3丁目及び4丁目の自治組織である「調自治協力会(平成19年2月1日現在：1,524世帯、3,341人)」から公園整備の要望を受け、さいたま市や地元と調整を重ねた。

その後、平成20年1月22日に改めて売却方針を決定し、同年3月21日に日赤と土地売買契約を締結するまでに、土地の評価時点から1年6か月を要した。

ウ この間、平成19年8月2日には、「調自治協力会」から土地の付替えの要望を受け、売却土地の場所と形状の変更が検討された。日赤は、土地の奥行きがなくなると難色を示したが、県、さいたま市及び地元住民の意向を踏まえ了承した。請求人が主張するように、日赤にとって利益があったとは思えない。

エ このように、契約時期の延期、売却土地の場所及び形状を変更したのは、一旦は基本的な売買条件が決まった後に、住民の要望に応える必要が生じたためであり、日赤は買収予算の繰越を行うなど、地元調整に協力してくれた。

したがって、この間の地価上昇分を日赤に転嫁するのは適当でないと判断し、時点修正や再度の鑑定評価は行わず、平成18年9月1日時点の鑑定評価額を参考に売却価格を決定した。この判断は妥当なものであったと認

識している。

(2) 随意契約について

ア 本件の随意契約の根拠は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号にある「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」である。

この条文の解釈について、請求人が引用する最高裁の判決では、「個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものである」と示されている。

本件売買契約に当たり、売却土地の状況や周辺環境、利用目的などを総合的に勘案して、随意契約で日赤に売却したことは、地方自治法及び同法施行令や最高裁判例に照らして、適切な裁量権の行使であったと認識している。

イ なお、県条例では、「普通財産を公共的な団体が公用又は公共用に利用する場合に減価売却を認めていること」や、日赤法では、「地方公共団体は、必要があれば、日赤に対し、通常よりも有利な条件で財産を譲渡できること」などからも、本件随意契約の適切性は明らかである。

(3) 行政財産の用途廃止について

ア 旧浦和青年の家は、昭和43年の設置以来、県教育委員会で所管していた。青年の家廃止にあたり、県教育委員会では、さいたま市教育委員会に施設の移管を打診したが、さいたま市からは不要との回答であった。

イ そうした後で、「県有財産活用検討委員会」で、県庁内での利用を検討した。この会議は、全庁的に関係各課が集まって、県有財産の利活用を検討するものである。

(4) 双方代理契約について

ア 本件跡地の購入に係る日赤の予算は、定款及び会計規則により、本社代議員会で議決されている。また、日赤における不動産の契約は、重要な契約で予算の執行を伴うものは、本社常任理事会の承認を得て、本社の社長が契約する。本件契約も、この手続きに従って締結されている。

イ 日赤の規程により、土地の売買は本社が事務処理に当たり、埼玉県支部は、契約事務の窓口として連絡調整に当たっている。支払いの権限は支部長に委任されているので、支部長あてに納入通知書を出した。

(5) 不当な売買契約について

これまで述べたとおり、本件売買契約は、関係法規に従い、適正な手続きにより行われている。また、売却価格も適正である。

(6) 書類の記載ミスについて

ア 平成20年1月22日総務部長決裁「売却方針」の予定価格に計算ミスがあったが、売却予定価格の設定に大きな影響を与えるのではなく、また契約の有効な成立に影響を与えるものではない。

イ 誤った数字に基づく予定価格は、正しく計算した価格より高いことから、県に損失はない。

ウ 支払い期日については、売買契約書第2条に「県の発行する納入通知書により、県が指定する日までに納付しなければならない」とあり、契約行為に影響はない。

2 事実関係

監査対象事項について、総務部職員及び関係書類の調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 本件売買契約について
平成20年3月7日付け管財第1006号により、本件跡地を日赤に売却することを決定し、同年3月21日付けで本件売買契約を締結した。

本件売買契約の主な内容は、表1のとおりである。

(表1)

売買価額	584,540,000円	
売買物件 所在 (地積)	さいたま市浦和区岸町三丁目76番1	(1,976.47㎡)
	さいたま市浦和区岸町三丁目79番5	(508.56㎡)
	(地積合計)	2,575.03㎡)
指定用途	日赤埼玉県支部の新庁舎建設用地	

売買代金の支払い
県が発行する納入通知書により、一括して、県が指定する日までに県の指定する金融機関に納付(土地売買契約書第2条)

納入通知書発行年月日	平成20年3月21日
納期限	平成20年4月4日
納入年月日	平成20年3月28日
契約者	埼玉県 埼玉県知事 上田 清司 日本赤十字社 日本赤十字社社長 近衛 忠輝
支払い権限の委任	日本赤十字社近衛忠輝社長は、同社埼玉県支部上田清司支部長を代理人と定め、売買代金の支払いに関する一切の権限を委任(平成20年3月18日付け委任状)

(2) 本件住民監査請求に係る経緯

旧浦和青年の家廃止から本件売買契約に係る「埼玉県職員措置請求書」が提出されるまでの主な経緯は、表2のとおりである。(詳細については、「資料 本件の経緯」を参照)

(表2)

年月日	内容
平成16年3月31日	浦和青年の家廃止
8月20日	「第5回公有財産利用検討会議」で、跡地の利用方針として「日本赤十字社の意向を確認の上、民間に売却」と決定
11月29日	日赤埼玉県支部長が、県有地(旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地)の購入希望の文書を知事に提出
平成18年8月1日	旧浦和青年の家の建物及び敷地について、行政財産としての用途を廃し普通財産とした上で、管財課に所管換え
8月28日	県委託の株式会社浦和鑑定が、旧浦和青年の家跡地を730,800,000円と鑑定評価(価格時点：平成18年9月1日)
平成19年1月11日	県が、「旧浦和青年の家跡地の売却方針」を決定(総務部長決裁)
1月19日	日赤本社が、土地買収費用の増額(86,000,000円)を常任理事会で承認
2月7日	地元「自治協力会」が、県に対して跡地全体の有効利用についての要望書を提出
2月26日	さいたま市が、県に対して跡地の買受希望の回答を待つてほしい旨の文書回答

2月27日	県が、さいたま市の回答を受け、土地売買契約延期を決定し、日赤に申し入れ
この後、約1年間にわたり地元調整	3月 さいたま市から買受け希望の文書回答 7月 「調自治協力会」、「跡地利用を考える会」に説明文書通知 9月 「調自治協力会」、「跡地利用を考える会」に説明会実施 さいたま市から購入地再調整の文書依頼 11月 さいたま市に売却土地の位置変更を文書回答 12月 日赤に売却土地の位置変更を文書回答
平成20年1月22日	県が、平成19年1月11日の方針を変更し、改めて「旧浦和青年の家跡地の一部及び旧岸町庁舎跡地の売却方針について」を決定(総務部長決裁)
1月28日	総務部長が、予定価格を決定(予定価格：584,500,000円)
3月21日	県と日赤が、土地売買契約書を締結(契約額584,540,000円)、同納入通知書を発行(納入期限：平成20年4月4日)
4月24日	県(管財課)が、〇〇〇〇〇〇請求人に株式会社吉野アプレイザルによる日赤の不動産鑑定評価書を開示
5月13日	県(管財課)が、〇〇〇〇〇〇請求人に株式会社吉野アプレイザルによる日赤の不動産鑑定評価書を開示
平成21年2月17日	請求人が、県監査委員に「埼玉県職員措置請求書」を提出

3 監査対象事項に対する判断

本件請求における請求人の主張は、「第1 監査の請求、3 請求の内容、(1) 請求の要旨、イ 主張する違法性・不当性」に示したとおり6点に整理できる。

そこで、以下に請求人が主張するそれぞれの点の違法性・不当性について判断する。

(1) 不動産鑑定評価書及び売却価格について

県は、自らが依頼した株式会社浦和鑑定の鑑定評価額を参考にして、売却価格を決定したことが確認できた。
したがって、「必要な不動産鑑定書は不存在である」という、請求人の主張は認められない。

しかしながら、請求人がこのような事実誤認に至った原因は、請求人の2度にわたる情報開示請求に対し、総務部が行った不適切な事務にある。

そこで、本件請求の意を汲み、県が依頼した不動産鑑定評価書と請求人が主張する価格との関係を考察する。

ア 県が依頼した鑑定評価額と請求人が主張する価格の差は、鑑定評価時点から売買契約締結時点まで、1年6か月間の土地価格の上昇が主な理由である。

イ 売買時期の延期は日赤側の事由でないことから、売却価格の時点修正や再鑑定を行わないとした総務部の判断は是認できる。

ウ 平成18年9月1日時点の鑑定評価額を参考に、本件跡地売却の予定価格を決定したことは妥当である。

(2) 行政財産の用途廃止及び処分について

ア 県教育委員会が、さいたま市教育委員会に対して、旧浦和青年の家を生涯学習施設として存続させるため、移管を協議したことを確認した。

イ 県内部においても、県有財産の利活用に係る全庁的な総合調整を行う「公有財産利用検討会議」において、行政財産としての利用の有無について、全庁的に検討した結果、行政財産としての用途を廃止したことを確認した。

ウ 地元の調自治協力会の要望を受けて、さいたま市及び日赤との調整を重ね、本件跡地の一部を付け替え、売却する土地の位置を変更したことを確認した。

以上のことから、行政財産としての利活用の可能性を検討した上で、用途廃止したこと、また、地元の自治協力会等の要望を受けて、売却土地の形状を変更したことを確認した。

したがって、「本件用途廃止処分は違法・無効である」という、請求人の主張には理由がない。

(3) 随意契約の締結について

総務部は、随意契約での締結の可否を判断するに当たり、地方自治法及び最高裁の判例に基づき、また、県条例や日赤法も参照した上で決定したことが確認された。

総務部の判断は妥当であり、日赤に対して随意契約で本件跡地を売却したことに違法性は認められない。
したがって、「今回の跡地売却は法に規定する随意契約の例外的事由に当たらない」という、請求人の主張には理由がない。

(4) 双方代理の契約について

日赤会計規則において、不動産の取得に関する契約は、社長がこれを行うこととなっていることを確認した。

また、売買代金は、日赤埼玉県支部長名義で振り込まれているが、これは、日赤本社社長から支部長へ、日赤の規程により支払権限の委任がなされたことを確認した。

以上のことから、実質的な事務処理権限は日赤本社にあり、日赤埼玉県支部は、権限の委任を受けて、本社の事務の一部を代行したに過ぎないことが確認できた。

したがって、「本件売買契約が双方代理の契約である」という、請求人の主張には理由がない。

(5) 不当な売買契約について

以上のとおり、本件売買の契約手続きは適法に行われており、法令の趣旨に反したのではなく、また、不当に著しく低廉な売買契約とは認められないものと確認した。

したがって、「本件売買契約が公序良俗に反し無効である」とする、請求人の主張には理由がない。

(6) 書類の記載ミスについて

ア 平成20年1月22日付け総務部長決裁文書「売却方針」において、予定価格の参考資料の計算に約6万円の誤りがあるのは、請求人の主張するところであるが、この誤りは契約の効力に影響を及ぼすものでないことを確認した。

イ 売買代金の支払い期日は、本件売買契約書第2条で規定されているとおりであり、「支払い期日が記載されておらず、欠陥契約書である」という、

請求人の指摘は妥当でない。
したがって、請求人の主張には理由がない。

4 意見

本件請求を受け、総務部を監査した中で、改善すべき事項が存在したため、特に意見を付すこととした。

総務部は、請求人からの2度にわたる公文書開示請求に対し、公文書管理の不備と確認の不徹底から、存在する不動産鑑定書を不存在として開示しなかった。

監査委員は、総務部職員の陳述や提出資料から、今回の公文書の不開示は不注意によるもので、意図的なものではないと確認できた。

しかし、こうした事務処理に対し、請求人が「県は不動産鑑定評師書をねつ造したのではないか」と不信感を持つのは、やむを得なかったと思われる。

総務部においては、保存文書の保管や、公文書開示請求への対応・確認方法の改善が強く望まれる。

資料 本件の経緯

年月日	内 容
平成15年 12月25日	県教育委員会が、さいたま市教育委員会に対し浦和青年の家の移管について文書照会
平成16年 2月27日	さいたま市教育委員会が、県教育委員会に対し「受入れは困難」の文書回答
3月31日	浦和青年の家廃止
8月20日	「第5回公有財産利用検討会議」で、跡地の利用方針として「日本赤十字社の意向を確認の上、民間に売却」と決定
11月29日	日赤埼玉県支部長が、県有地(旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地)の購入希望の文書を知事に提出
平成18年 3月27日	日赤埼玉県支部長が、買取りを希望する県有地の変更(旧浦和青年の家跡地のみ)の文書を知事に提出
8月1日	旧浦和青年の家の建物及び敷地について、行政財産としての用途を廃し普通財産とした上で、管財課に所管換え
8月28日	県委託の株式会社浦和鑑定が、旧浦和青年の家跡地を730,800,000円と鑑定評価(価格時点：平成18年9月1日)

8月31日	日赤委託の株式会社吉野アズレイザルが、旧浦和青年の家跡地を726,517,000円と評価(価格時点：平成18年9月1日)
11月1日	旧岸町庁舎他解体工事の契約締結(契約金額：60,165,000円、工事期間：平成18年11月1日～平成19年2月28日)
11月21日	県が、地元「調自治協力会」に対して旧浦和青年の家等の解体工事についての地元説明会を開催
12月27日	「跡地利用を考える会」が、県に対して跡地利用についての陳情書を提出
平成19年1月9日	県が、旧岸町庁舎他解体工事費用のうち前金24,060,000円を支払い
1月11日	県が、「旧浦和青年の家跡地の売却方針」を決定(総務部長決裁)
1月16日	県が、「跡地利用を考える会」に対して陳情の回答(内容：さいたま市から購入希望があれば協議する。)
1月19日	日赤本社が、土地買収費用の増額(86,000,000円)を常任理事会で承認
2月7日	「調自治協力会」が、県に対して跡地全体の有効利用についての要望書を提出
2月9日	県が、さいたま市に対して跡地全体の買受希望について文書照会(期限：平成19年2月28日)
2月16日	旧岸町庁舎他解体工事支出負担行為決議及び契約の変更契約(変更金額：△855,750円、変更後の契約金額：59,309,250円)
2月26日	さいたま市が、県に対して跡地の買受希望の回答を待つてほしい旨の文書回答
2月27日	県が、さいたま市の回答を受け、土地売買契約延期を決定し、日赤に申し入れ
2月28日	旧岸町庁舎他解体工事終了
3月20日	さいたま市が、県に対して旧岸町庁舎についての買受け希望を文書回答
3月30日	県が、旧岸町庁舎他解体工事費用のうち残金35,249,250円を支払い
7月13日	県が、「調自治協力会」及び「跡地利用を考える会」に対して経緯と今後の方向についての説明文書を通知
7月17日	「跡地利用を考える会」が、県に対して住民説明会を求める要望書を提出
8月2日	「調自治協力会」が、県に対して住民説明会、土地の付替えについて要望書を提出
8月24日	「跡地利用を考える会」が、県に対して住民説明会を求める要望書を再度提出

9月1日	県が、「調自治協力会」に対し住民説明会を実施(さいたま市1人、日赤2人、調自治協力会住民約80人)
9月17日	県が、「跡地利用を考える会」に対して住民説明会を実施(日赤3人、跡地利用を考える会住民約80人)
9月28日	さいたま市が、県に対して購入予定地の位置を再調整したい旨の依頼文書を提出
10月2日	「跡地利用を考える会」代表者らが、県管財課長と面会し、売却を待つてほしい旨の依頼
11月21日	県が、さいたま市に対して売却予定地位置変更を文書回答
12月26日	県が、日赤埼玉県支部に対して売却予定地位置変更を文書通知
平成20年1月22日	県が、平成19年1月11日の方針を変更し、改めて「旧浦和青年の家跡地の一部及び旧岸町庁舎跡地の売却方針について」を決定(総務部長決裁)
1月24日	「跡地利用を考える会」が、県に対して日赤への売却計画の白紙撤回を求める請願書を提出
1月28日	総務部長が、予定価格を決定(予定価格：584,500,000円)
2月8日	県が、「跡地利用を考える会」に対して日赤への売却は白紙撤回しない旨文書回答
2月20日	日赤埼玉県支部長が、県に対して県有財産売却申込書を提出
3月21日	県と日赤が、土地売買契約書を締結(契約額：584,540,000円)、同納入通知書を発行(納入期限：平成20年4月4日)
3月28日	日赤が、土地売買代金を納入
4月3日	〇〇〇〇請求人が、「跡地売却地に係る土地鑑定資料」の情報開示を請求(1回目の情報開示請求)
4月24日	県(管財課)が、〇〇〇〇請求人に株式会社吉野アズレイザルによる日赤の不動産鑑定評価書を開示
5月8日	〇〇〇〇〇請求人が、「(外部)鑑定評価のすべて」の情報開示を請求(2回目の情報開示請求)
5月13日	県(管財課)が、〇〇〇〇〇請求人に株式会社吉野アズレイザルによる日赤の不動産鑑定評価書を開示
6月6日	日赤への土地所有権移転登記終了
11月27日	「跡地利用を考える会」が依頼した清水不動産鑑定事務所が、旧浦和青年の家跡地を1,069,000,000円と評価(価格時点：平成20年3月1日)
平成21年2月17日	請求人が、県監査委員に「埼玉県職員措置請求書」を提出

資料

平成21年2月17日

埼玉県職員措置請求書

埼玉県監査委員殿

第1 請求の要旨

2008年3月21日、上田清司埼玉県知事は、埼玉県有地である旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地（以下、本件跡地という）2,575.03㎡を、5億8,454万円（㎡当たりの単価22.7万円/㎡）（74.9万円/坪）という違法かつ不当な廉価で日本赤十字社（以下、日赤という）に売り渡す売買契約を締結して日赤の便宜供与を図り、その結果、県民に損失を与えた。

この売買価格5億8,454万円は、買主である日赤埼玉県支部が依頼した吉野アプレイザル不動産鑑定作成にかかる評価書に記載された鑑定評価額を時価として設定し、その約80%に相当する金額として決定されたものである。

しかしながら、請求人らが依頼した清水不動産鑑定士による鑑定評価によれば、本件跡地の適正な単価は41.5万円/㎡（136.95万円/坪）であり、本件跡地全体の時価は10億6,864万円と評価されるべきである。本件売買価格との間には、実に4億8,400万円余の差がある。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号及びこれに基づく「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事務取扱要領」（昭和50年5月28日管財第2号。総務部長通知）によれば、「公共団体等が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する施設で、総務部長が認めるもの」(ス)の減価割合は2割が上限とされているのであり、本件にこの適用が認められたとしても、本件跡地の売却においては、8億5,491万円以上の価格が設定されなければならず、実際の売買価格との差額は2億7,037万円と莫大な金額にのぼる。

売主である埼玉県は、自ら価格鑑定を依頼することなく、買主が作成した鑑定評価書（しかもその評価のあり方にも疑問がある）のみに基づいて売買価格を決定し、その結果、本来の時価を著しく下回る売買価額を設定したことは、明らかに違法・不当な行為と言わざるを得ない。

よって、以下の勧告を求める。

- 1 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号に違反して締結されたかつ議会の承認を得ずに締結された本件売買契約は無効であることを確認し、県

知事は、原状回復措置をとるよう求める。

- 2 県知事は、上記一連の違法、無効な財務会計行為によって生じた損害及び原状回復の措置を怠っている。そこで、県が日赤に対する所有権移転登記抹消登記手続きを怠ること及び既払いとなっている売買代金の返還手続を怠っていることが違法であることを確認する。

- 3 県知事及び本件売買契約に携わった当事の総務部職員（氏名不詳）は、

- (1) 本件売買契約の違法不当な建物解体によって生じた解体費用金59,309,250円の損害賠償及びこれに対する解体の日以降支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求める。

- (2) もし売買契約が有効とされる場合、または無効であるにも関わらず本件土地の名義を県に戻すなどの原状回復が不可能な場合には、上記のとおり、適正価額の下限である8億5,491万円と実際の売買価格との差額である金2億7,037万円の損害賠償及びこれに対する売買契約の日の翌日以降支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求める。

第2 請求理由

- 1 違法・不当な本件土地の価格設定

(1) 不動産鑑定評価書に基づかずには売買価格を決定した点
 県民の財産を預かる県は、県民の利益に資するように財産を管理する責務がある。公正を期すべき公有地の処分については、売買代金決定に際して、買主である日赤埼玉県支部が行った吉野アプレイザル不動産鑑定（以下、吉野不動産鑑定という）のみに依存することなく、県自身が独自に鑑定評価を専門家に依頼して行うべきである。買主側が準備した資料では、不当に低廉に評価がされている可能性があるからである。

しかしながら、本件において県は自ら不動産鑑定評価書を取ることを行った。売買価格は、明らかに吉野不動産鑑定の結果に基づいており、本件売買契約においては、必要な不動産鑑定評価書が存在していないと言わざるを得ない。いつも県が本件と同様に取り扱っているかというところではない。県が行った本件以外の売買については、県は自らの依頼で不動産鑑定評価書を取っている。以下に示す。他の自治体では複数の不動産鑑定評価書を取り慎重に進めている例もある。

- ①本件売却は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約と

している。本件を随意契約とした問題は後述するとして、県が随意契約した事例を調べると過去10年間で(平成20年6月23日まで)において、本件以外には以下のような2件を数えるだけであるが、いずれも県独自に依頼した不動産鑑定評価書に基づき処理している。

- ア 平成18年11月2日、機械工業健康保険組合貸付地(さいたま市大宮区)
- イ 平成19年2月8日、旧蚕業試験場跡地(熊谷市石原3丁目)

②本件以外の県有地の売却(競争入札)に関しても、県は全て独自に不動産鑑定評価書(参照・書証第7号堀口不動産鑑定評価書)をとっている。

(2) 吉野不動産鑑定評価の問題点

①吉野不動産鑑定評価書は本件跡地の地番・地積・形状が売買目的物と一致しておらず、実勢価格よりも低く算定されている

上述したように、買手の不動産鑑定価格を時価として設定することは著しく公平性・正当性を欠くものである。その上、売却した本件跡地(所在：さいたま市浦和区岸町三丁目76-1、地積：1,976.47㎡及び同79-5、地積：598.56㎡で計2,575.03㎡、3面が道路に面し長方形)と吉野不動産鑑定評価の土地は(所在：岸町三丁目76-1、地積：2,576.30㎡、2面が道路に面し方形ではなく形状が悪いとして4%減)地番・地積・形状が異なるから、本件売買の目的物となった土地の鑑定評価とは言えず、その意味でも不動産鑑定評価書は不存在である。

②吉野不動産鑑定評価書は鑑定時が古く実勢価格を表していない

吉野不動産鑑定評価(鑑定時点平成18年9月1日)では平成18年1月1日の岸町3丁目公示価格32.6万円/㎡を基準にしているが、平成19年1月1日、同地点の公示価格は、34.8万円/㎡と対前年比6.7%も上昇、さらに平成20年では39.4万円/㎡と13.2%も上昇を示している。しかも、吉野鑑定評価では、埼玉県の地価動向(住宅地)下落傾向が続いているとして鑑定評価額を抑制している。例えば参考にするとしても吉野鑑定評価額は売却時の地価の実態にそぐわない。

③吉野不動産鑑定評価書における取引事例比較法は客観性に欠ける

岸町地区は埼玉県及びさいたま市の住宅地で公示価格はここ数年間、最高価格を示しているが、吉野不動産鑑定評価書の取引事例は総て岸町地区以外の周辺の安い地区を列挙している。仮に岸町地区で取引事例がない場合は周辺地区の取引事例を価格補正して行わなければならないが、この地域要因の比較が適正に処理されず、地域格差率を最小に抑えているために補正価格が不適正に低く算定されている。

例えば、

対象地(岸町3丁目)の平成18年公示価格=326,000円/㎡

取引A 浦和区本太3丁目の平成18年公示価格：264,000円/㎡

上記の格差率=100/80.98となるが、

吉野鑑定評価書では格差率=100/93.5

取引D 浦和区針ヶ谷3丁目 同公示価格=253,000円/㎡

上記の 格差率=100/77.6となるが、

吉野鑑定評価書では 格差率=100/90

④吉野不動産鑑定評価書における開発法も客観性に欠ける

6階建ての共同住宅〔マンション〕で評定しているが、取引事例を比較検討して分譲価格を500,000円/㎡としている。実際のマンションの売買事例をみると、およそ700,000円/㎡位で分譲されているようで、意図的に低く価格設定しているといえよう。(参照：書証第26号)

(3) 適正な不動産価格との比較

①請求人が依頼した清水不動産鑑定士による本件跡地の鑑定評価額の単価は41.5万円/㎡(136.95万円/坪)であり、鑑定評価額(時価)は、総額10億6,864万円である。清水不動産鑑定評価と比較しても吉野鑑定評価額の異常な廉価は際立ち、清水鑑定評価との差額は実に3億円をはるかに上回る(下表参照)。

②前述した他の県有地(南区別所地区)の売却について、県が依頼した堀口不動産鑑定評価と比較しても吉野鑑定評価額の異常な安価が明白である。

本件の岸町と隣接する南区別所2丁目の県有地2,640.53㎡の鑑定評価額は、8億60,812,780円、単価32.6万円/㎡である(鑑定評価時点は平成19年9月1日)。この別所の県有地は東側の台地から斜面を下った低地にあり、隣接する

東側はこの土地よりも高い。西側28.18mは市道に面しているが北側は間口が5mもない通路が傾斜する市道へと伸び、南側も同様に間口が4m位の通路が傾斜の市道に面しているが傾斜条件は、3面が道路に面しているが本件の当該土地と比較するとかなり条件が悪い。また土地の形状も本件のような方形ではなく不整形で悪い。

平成19年度公示価格では別所3丁目は31.4万円/㎡、別所1丁目で30.5万円/㎡と発表されている。同じく住宅地では市内トップの岸町3丁目地区の公示価格は34.8万円/㎡であるから、別所地区(1丁目と3丁目の価格平均30.95万円/㎡)との格差率は100/88.9となり、単純に地域格差率から算出した評価額は36.67万円/㎡となる。また地勢の条件を考慮すると、この36.67万円/㎡をかなり上回るはずであり、吉野鑑定評価額の28.2万円/㎡の異常な低さがこの事例からも明らかである。

不動産価格・比較表

項目	価格 円	単価 万円/㎡	単価 指数	地籍 (売買時)	地積 ㎡	形状 & 道路
本件跡地 売買価格等	584,540,000	22.7	54.7	岸町3丁目 76-1 79-5	2,575.03	整形 方形 3面道路
吉野鑑定 評価	726,517,000	28.2	68.0	岸町3丁目 76-1 76-3	2,576.30	不整形 2面道路
清水鑑定 評価	1,068,640,000	41.5	100.0	岸町3丁目 76-1 79-5	2,575.03	整形 方形 3面道路

2 違法・不当な公有財産の処分

(1) 行政財産の用途廃止処分の違法・不当性について

本件売買は地方自治法第238条の4第1項により禁止されている行政財産処分禁止の原則を逸脱し、本件跡地の歴史的・文化的経緯及びその価値(詳細は後述)の検討を怠り、安易に用途廃止処分をして売却したものである。

本件跡地は、延喜式古社の調神社境内及び明治7年に県内第1号の公園として開設された偕楽園(現在も国有地である調公園)の一角にあり、明治時代の地籍図では上地畑の記載もある。県の園芸試験場、殖産のための県の仮博物館、

大正3年、県立物産陳列館の開設に伴い、内務省の土地から県有地となった経緯があり、昭和31年の都市公園法が制定されるまでは、公園の一部という認識が埼玉県行政史第一巻、第二巻、浦和市史通史編Ⅲ、同資料地区の記述からも窺える。

また、古代の埋蔵文化財の可能性が識者から指摘されるなど、歴史的・文化的な研究価値ある場所として遺すべきで、安易な処分による損失は大きい。本件土地跡地についてなされた用途廃止処分は違法・無効と言わなければならない。

従って、行政財産を売却したことになる本件売買契約には、重大な違法が存し、無効である(地方自治法第238条の4第6項)。

(2) 違法・不当な随意契約

埼玉県知事は、埼玉県有地である当該跡地の売却を地方自治法施行令167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」により随意契約とした。

また、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事務取扱要領第4(2)により「減額割合を時価の2割を限度とすること」とした。

ところが、根拠としている同法施行令167条の2第1項第2号の解釈は厳密に行う必要がある。第1項第2号の後段「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」との包括条項に該当すると県側はみているようだが、後段の「その他の契約」と前段の「不動産の買入れ」とは切り離すことができないう体的な関連性をもち、前段の規定の趣旨・目的は当然ながら後段の「その他の契約」の内容を制約するものと解すべきである。

前段の前半は、「不動産の買入れ又は借入れの場合」と限定し、はじめから契約の相手方が特定しているので競争入札に適しない契約の典型を示したものと解され、この第2号は「不動産の売買」とはなっていない。同じく「売却い」の対象を「物品」に限定していること等からして、「不動産の売却」を含まないと解すべきである。

従って本件跡地の売却は、同施行令同条項の他の各号のいずれにも該当しない。地方公共団体の契約締結は、一般競争入札による方法が原則とされている(地方自治法第234条第2項)。随意契約は例外的な契約方法であるところ、本件は、随意契約が許される例外的事由のいずれにも当たらない。

また、この条文の解釈について、最高裁は、「その他の契約でその性質又は

目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、「競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、そのものとの間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながるると合理的に判断される場合」としている(昭和62年3月20日判決)。今回のケースではこれに該当しないと云わざるを得ない。

よって同法施行令同条の2第1項第2号によって随意契約としたことに重大な誤りがあり、違法である。

(3) 反市民的、不透明な双方代理の契約

日赤埼玉県支部は県知事が支部長を兼任している。本件売買の実質的当事者は、日赤埼玉県支部と埼玉県であり、知事、日赤側で同一人が為した双方代理行為である。本件跡地売買契約の契約書上の当事者こそ日赤本社となっているが、これは契約前の早い時期より請求人我々が自己契約ないし双方代理行為ではないのかと問い質していたことへの対策として表面上取繕われたものである。因みに、現在日赤事務所(仲町3丁目)土地に関する土地譲与契約書(平成3年3月31日付)は、甲：県知事、乙：畑日赤埼玉県支部長となっている。今回の件においても、県と日赤埼玉県支部事務所との間でやりとりされた文書は県知事と日赤埼玉県支部長と記載されている。このような双方代理行為は、民法第108条の類推適用により、無効である(下記最高裁判決参照)。

県から無償譲渡された土地(近隣商業地域の現在地約1,200㎡)を民間に高額で売却を予定し、広さ2倍以上の土地を時価の半額近い価格で購入できたのは双方代理による便宜供与で、不当である。

記

普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約締結行為であっても、長が相手方を代表又は代理することにより、私人間における双方代理行為等による契約と同様に、当該普通地方公共団体の利益が害されるおそれがある場合がある。そうすると、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約の締結には、民法108条が類推適用されると解するの

が相当である。そして、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表するとともに相手方を代理ないし代表して契約を締結した場合であっても同法116条が類推適用される。(最高裁(第三小法廷)平成16年07月13日判決 平成12年(行ヒ)第96号・平成12年(行ヒ)第97号・損害賠償請求事件最高裁判所民事判例集58巻05号1368頁地方公共団体と関連団体・行政契約・住民訴訟—長の契約締結と民法・議会／世界デザイン博事件)

(4) 不当な売買価格

本件売買価格が法令の趣旨に反して著しく低廉であることは上述した。

適正価額との間に僅かな金額の差異しかないのであればともかく、本件では決してそうではない。

本件売買契約は、強行法規たる上記各法令に反し、結果として買主に不当な暴利を与える内容であり、公序良俗に反し(民法90条)無効である。

(5) 書類の記載ミス

①平成20年1月22日県総務部長決裁の回議・合議書「旧浦和青年の家跡地の一部及び旧岸町庁舎跡地の売却方針」の予定価格に計算ミスがある。

$$730,800,000\text{円 (鑑定価格)} \div 2,576.30\text{m}^2 \text{ (当初予定面積)} \times 2,575.03\text{m}^2 \text{ (決定面積)} \times 0.8$$

$$584,351,799\text{円}$$

$$= 584,413,070\text{円} \quad \text{即ち、決定面積の数値の誤りに伴う予定価格の間違いで、予定価格は、正しくは} 584,351,799\text{円であり、} 584,413,070\text{円にはならない。}$$

②3月21日付売買契約書に支払い期日が記載されておらず、欠陥契約書である。

3 上記の各理由により、本件売買契約は無効である。したがって、県は原状回復のための諸手続(日赤との間で無効を確認または契約解除の意思表示を行い、所有権移転登記抹消登記手続を行う等)を行わなければならない。現状においては、

これらの事実をなんら行っておらず、結果として県の財政に損失を与えているので、これを怠っている事実の確認を求める。

4 県は、これら違法不当な契約の目的を達するために、跡地上に建築されていた建物を解体した。本件契約が締結されなければ解体の必要はなかったものであるから、解体費用相当額についての損害賠償を求める。

5 また、仮に本件売買契約が有効だと認められた場合、または無効としてもなんらかの事情により原状回復が不可能だとされる場合には、既に日赤から受領した金額に加え、適正価額との差額の支払いを求めるべきであるし、その支払いが得られない場合には、その差額分が県の損害と評価することができる。

県知事及び本件契約に携わった者は、その差額分の損害賠償を行うべきであり、その旨求める。

第3 補論 経緯・背景事情について

1 浦和青年の家だけを取壊し売却

(1) 平成15年11月に浦和青年の家の廃館に反対する約9,500名の要望書が知事宛に出されたが、平成15年12月埼玉県議会で「埼玉県立青年の家に関する廃止条例案」は可決された。しかし同県議会の文教委員会審議において、市への移管が決まっていない「浦和青年の家」について質問が集中し、廃止反対の意見が日本共産党議員から出された。また賛成意見の委員（自民党）からも、「青年の家跡地に民間マンションなどが建たないようにはしてもらいたい。お金がないからと言って、土地を売却しても、たかが知れた額である。それよりも、さいたま市などと連携して有効な活用を考えていくことの方が重要であることをしっかり認識してもらいたい」と要望が出された。

県教育委員会からさいたま市教育委員会宛に出された「浦和青年の家の移管について」の検討を依頼する文書（平成15年12月15日）に対し、市教育委員会は受け入れが困難というそっけない回答であった。県内には11箇所にある青年の家は「浦和青年の家」以外は全て市町村移管、あるいは他の施設との統合利用となり、売却されたのは本件跡地だけである。

(2) アスベスト問題

「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎」の建物いずれにもアスベストが存在したことは、県が認めている。当時埼玉県が採用していたアスベストの検査法は、多くの県が採用し、厚労省、環境省、文科省等が推奨していたスタンダードな方法（顕微鏡検査もしくはX線解析と顕微鏡検査の併用）ではなく、精度の劣るX線解析にのみ依っていた。この場合建物中に存在するアスベストを見逃す恐れがあると専門家は指摘している。情報公開により、建物解体工事で跡地に残された疑いのあるアスベストの調査が行われていないことが明らかとなった。また地域・周辺住民には、本件敷地内に残存するアスベストに対する不安が根強くあり、県は除去を怠っている疑いがある。

2 納得のいく理由を示せない日赤埼玉県支部事務所移転

「青年の家」廃館が決まると、平成16年3月25日に日赤埼玉県支部は所管の埼玉県教育委員会生涯学習課に敷地・建物とも購入したいという打診を行っている。その後平成16年11月29日に、旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地の2,993㎡を購入希望する文書、平成18年3月27日になると旧浦和青年の家跡地部分2,576.3㎡と面積を変更して、日赤埼玉県支部長（上田県知事兼任）は上田埼玉県知事宛に購入希望書を提出している。

平成18年12月、「浦和青年の家跡地利用を考える会」が結成され、上田県知事及びさいたま市長宛に跡地の公園化を求める陳情書を提出すると、翌平成19年2月9日に上田県知事はさいたま市長宛に「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地に係る買受等の希望について（照会）」文書を出している。

しかし、これに対して平成19年3月20日、さいたま市は「旧岸町庁舎分約600㎡について買受け希望」の回答を出し、また平成19年9月28日さいたま市は、購入予定の土地の広さは変わらないが、「購入予定地の位置を再調整したい」との依頼文書を県知事宛に出している。この2回の市側の文書はいずれも、住民の意向を踏らず調自治協力会から出された約600㎡について要望に即して出され、考える会や約18,000名を超える市民が求める「全面公園化」には全く消極的な市の姿勢を示した。

さいたま市都市公園課・課長が申立人らとの交渉の席で「先に日赤ありきで全面公園化は難しい」と繰り返し発言し、また平成20年2月のさいたま市議会予算特別委員会でも同課長は、「当初の段階では、何が何でもあそこに日赤を建てる」と聞いておりますので」と答弁し、日赤が不要とした残り約600㎡の土地利用に

ついでに調整というのが実態であることを明らかにした。

日赤埼玉県支部長は知事の充職、事務局長は県職員の天下り、事務局次長、職員の名が県職員の出向という日赤の人事が慣例の癒着した関係で、有利に土地購入を進め、公正を欠く手続きとなった。

この土地購入の必要性について、「県庁そばの現在地(約1,200㎡)では手狭、広い駐車スペースが欲しい」と日赤側は主張する。平成19年9月県議会一般質問(民主党)でも指摘されたが、事務所移転について住民に対し未だに納得のいく十分な説明がされていない。仮に日赤の主張する規模の業務形態のために移転が必要だというなら、これまで業務用の建物がなかった閑静な文教地区が一変する重大事である。さらに、本件跡地は通学路に面しており、貨物トラックや専用車の出入りが多いのでたいへん危険であり、新事務所建設は適切ではない。

日赤埼玉県支部の職員はわずか24、5名であり、それほど大きな事務所は必要としない。因みに、日赤神奈川県支部事務所は県庁近くの敷地面積66㎡に建て替え中であり、これに比すと現在地の1,200㎡は手狭とはいえない。仲町3丁目住民もこの土地が民間に売却され、高層マンションが建つことを懸念して、現在地での建て替えを強く求める要望書を日赤に提出している。

3 地震災害時に機能できない新事務所

青年の家跡地は旧中仙道から奥まって南北の接道は道幅が狭く一方通行で大型貨物車は通行できない。また直下型地震が起こった場合、旧中仙道は建物が倒壊し通行できなくなると専門家は指摘する。緊急出動、支援物資の搬入・搬出に支障をきたすと予想される。また県庁北側(旧武道館跡地)に防災センターの建設が検討中で、現在地(仲町3丁目)とは目と鼻の先であること、緊急輸送道路の国道17号に近いことなどの理由で、現在地で建て替えた方が日赤埼玉県支部の救済活動が機動的に行えるメリットが大きいと考えられる。

4 公園・緑地対策の遅れ

高層マンションの林立による人口増で、さいたま市浦和区の一人当たりの公園面積は1.72㎡(2007年度)と年々減少が続いている。全国平均9.1㎡>埼玉県平均6.5㎡>さいたま市平均4.9㎡>浦和区1.72㎡であり、浦和区の低さは一目瞭然で、さいたま市の中でも最低のレベルを続け、都市化による環境破壊は目を覆うばかりである。

都市部のヒートアイランド対策においても緑地公園の必要性は増大している。

隣接地に市の公園があり、広さも条件も浦和と酷似している「青年の家跡地」を住民の要請で買い取った東京都武蔵野市は、国の助成金を使い積極的に緑地確保に努めている。「みどりと川の再生」をテーマとしたツツジに掲げる上田知事の都市部環境対策の無策・不作為はさいたま市長と同様に明らかである。

以前の跡地には豊かな植栽があり、調神社等と一体となってその役割を自ずと担ってきた。都が緑化指導に力を入れ始めたのと対照的に、県は日赤など買い手側に、高い緑化率や環境アセスメントが要求される各法令を遵守させるべく指導を行っていない。日赤という業務用の建物が新たにでき、多くの駐車スペースが必要なほどの車面が常時出入りし、業務用の大型の空調機器が稼働する等の状況との落差はあまりにも大きい。

また、公園の少なさは子どもたちの遊び場を奪い、道路でボール遊びをしている現状では、子どもの健全な発達が阻害されていて、考える会のみならず、子育て中の親たちや子育て関係のグループからも「プレイパークを造ってほしい」という強い要望が県知事、さいたま市長宛に出されたが、全く考慮されることがなかった。

5 防災公園の必要性と対策の遅れ

予想される首都圏直下型地震に対する防災公園の整備の遅れが懸念される。さいたま市の想定では「さいたま市直下型地震」によるさいたま市の死者は4,114人に及び、そのうちの約9割の3,746人は地震火災によると驚くべき数値が示されている(日経新聞2007.12.27)。市内でも特に住宅密集地区であり、このような地震・火災対策として、当該跡地をライブラインの完備した避難場所、延焼防止帯として住民の命を守る「防災公園」という要望書・陳情書を、考える会は埼玉県知事・埼玉県議会、さいたま市長・市議会、日赤本社・支部へ提出したが一顧だにされなかった。一方、国交省は防災公園整備に対し補助金を出しており、県内でもこの補助金を得て整備した「吉川市なますの里公園」はあるが、埼玉県及びさいたま市の防災公園対策の遅れは著しい。国交省は2009年度から小規模の公園でも防災拠点としての整備を進めるために自治体に対し財政面で支援すると公表している(参照：書証第19号)。

国からの補助金を得て防災公園として整備できるチャンスのみすみす逸した不作為の責任が県及び市にある。

6 本件跡地はもとも公園の一部であったので公園に戻すべき

(1) そもそも、本件跡地は、考古学上重要な意義の認められる馬場小室山遺跡、円正寺遺跡等多くの遺跡群に近く、白幡中学校校庭内遺跡群、浦和商业高校校庭内遺跡群等の文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地に接しており、また1千年を超える歴史を持つ調(ツキノミヤ、あるいはツキ)神社及び岸町の由来には、調を納めた屯倉説、渡来人貫志氏との関わりなど諸説ある。更地となった現在は岸町及び調神社の歴史的法由来を解明する唯一絶対のチャンスである。本来であれば、しっかりとした学術調査を行うべきところ、県は、緊急簡易な行政発掘すら怠っている。

(2) 本件跡地を含むこの区画には、旧浦和宿南入り口の中仙道沿いに調神社が社の中に鎮座している。この神社は律令制下の税制度の「租庸調」の「調」を納める屯倉があったことに由来した延喜式内社であり、格式高い古社として大宮の水川神社と並び称され、初詣、十二日まち(西の市)等々の参詣で大変賑わいを見せている。

神社隣接の調公園は、「埼玉県行政史」によると、明治維新後、「永ク万人偕楽ノ地トシ公園」を造るよう、太政官布告が出された。地元住民の請願により、明治7年、偕楽園として「浦和公園」という呼称で「県内第1号の公園」が誕生した。浦和公園の面積は1町6反5畝16歩(約16,388㎡)余で創立費は地元有志の寄附によった。明治11年5月3日、この公園敷地内に産業振興を目的とした仮博物館が建築された。その隣には県立栽培園(後の農事試験場。明治時代の地籍図では本件跡地部分に上地畑の記載もある)を設けられた。仮博物館が廃館になると明治19年に県庁に建物が移築された。その後明治44年県会で物産陳列館の建設が決まり、大正3年に2階建ての物産陳列館がこの公園内(本件跡地に位置する)に開所した。大正10年、県は物産陳列館を、農商務省令による「商品陳列所規定」に基づく認可を受け「埼玉県商品陳列所」と改称した。まさにこの一角は歴史・文化・殖産の中心地であったのだ。

土地台帳によると、公園内の当該地(2つの地割り)は地元有志の青山二氏が所有し、物産陳列館敷地として大正2年6月に内務省へ譲渡され、同年9月に埼玉県に名義変更(更正)がされている。この物産陳列館の後に昭和43年、浦和青年の家は建設され開所した。この跡地の由来は地元有志の寄付や土地提供による公園の一部だったのだ。このような歴史経緯からも、先の文教委員会や自民党議員からの要望の通り、売却を急ぐべきではなく歴史・文化的拠点であ

るこの地を本来の公園に戻すべきで、県はその検討を怠ったといわざるを得ない。

地方自治法第242条(住民監査請求)第1項の規定に基づき、事実証明書(次項)を添え、必要な措置を講求します。

以上

事実証明書(資料名のみ、内容は略)

- 1 土地売買契約書の写し
- 2 地方自治法施行令第167条の2の条文の写し
- 3 日本赤十字社法の写し
- 4 地方財政法第8条(財産の管理・運用)の条文の写し
- 5 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事務取扱要領の写し
- 6 不動産鑑定評価書(株式会社吉野アプレイザル)の写し
- 7 不動産鑑定評価書(有限会社堀口不動産鑑定事務所)の写し
- 8 不動産鑑定評価書(清水不動産鑑定事務所)の写し
- 9 「県立浦和青年の家の移管について」(平成15年12月25日付け教生第2876号)の文書の写し
- 10 「県立青年の家の移管について」(平成16年2月27日付け教生第885号)の文書の写し
- 11 件名「旧浦和青年の家の行政財産の用途廃止及び所管換えについて」の起案文書の写し
- 12 件名「県有地売却方針について(旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地)」(起案：平成20年1月15日、決裁：平成20年1月22日)の起案文書の写し
- 13 土地譲与契約書(甲：埼玉県知事畑和、乙：日本赤十字社埼玉県支部長畑和、平成3年3月31日付け)の写し
- 14 「浦和青年の家施設についての日本赤十字社埼玉県支部からの打診」(平成16年3月25日付け県教育委員会生涯学習課)の資料の写し
- 15 「県有地購入希望について(依頼)」(平成16年11月29日付け埼玉総第835号)の文書の写し
- 16 「県有地購入希望について(依頼)」(平成18年3月27日付け埼玉総第212号)の文書の写し

- 17 「県有地購入希望について(回答)」(平成19年12月26日付け管財第816号)の文書の写し
- 18 日本経済新聞2008年7月25日付け記事の写し
- 19 日本経済新聞2008年11月14日付け記事の写し
- 20 埼玉新聞2007年3月23日付け記事の写し
- 21 埼玉県行政史第一巻の一部写し
- 22 埼玉県行政史第二巻の一部写し
- 23 浦和市史通史編Ⅲの一部写し
- 24 大正3年発行地図「浦和市史 通史編Ⅲ」資料の一部写し
- 25 「写真集明治・大正・昭和浦和」と題する図書刊行会発行の書籍の一部写し
- 26 フォンション広告チラシ(ウエリスガーデン浦和岸町)の写し
- 27 跡地利用を考える会ニュース1号～17号
- 28 埼玉新聞2007年1月14日付け第1面記事の写し
- 29 埼玉新聞2008年1月16日付け社会面記事の写し
- 30 埼玉新聞2008年2月26日付け社会面記事の写し
- 31 埼玉新聞2008年2月29日付け地域版の意見広告の写し
- 32 旧岸町庁舎他解体工事見積り経過及び結果表の写し
- 旧岸町庁舎他解体工事請負契約書の写し
- 旧岸町庁舎他解体工事請負変更契約書の写し
- 旧岸町庁舎他解体工事発生廃棄物数量一覧表の写し
- 33 環境関連資料
- 1 ヒートアイランド現象と緑化度に関するもの
- ① 読売新聞2008年1月14日付け記事の写し
- ② 彩の国だよりNo.455(2008年12月号)
- ③ 環境省リーフレット「ヒートアイランド対策」
- ④ 環境省パンフレット「STOP THE 温暖化環境省2008」
- 2 敷地残留疑いのアスベスト等有害物質に関するもの
- ① 読売新聞2008年1月5日付け政治面記事の写し
- ② 朝日新聞2008年1月17日付け記事の写し
- 34 彩の国だよりNo.452(2008年9月号)の一部写し
- 35 文化財関連資料
- ① 文化財保護法第1章総則第1条(目的)、第2条(文化財)、第4条(政府及び地方公共団体の任務)及び第4条(国民、所有者等の心構)の条文の写し
- ② さいたま市文化財時報権りぼーと28号
- ③ 「武蔵国式内社の歴史地理」と題する書籍(菱沼勇著)の一部写し
- 36 「浦和区文化の小径マップ～中山道浦和宿を歩く」と題する資料
- 陳述時に提出のあった資料
- 37 件名「公文書開示請求(旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地の売却に係る外部鑑定評価についてのすべて)に対する開示決定通知書」(平成20年5月13日付け管財第139号)の起案文書の写し

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)	県	埼玉県 埼玉県ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	---	---	--	-----	---